

令和7年（2025年）度

# 大 学 院 要 覧

人間生活学総合研究科

東京家政大学大学院

# 目 次

1	大学院の目的 .....	1
2	研究科設置の趣旨 .....	1
3	研究科の目的 .....	3
4	研究科の構成と収容定員 .....	3
5	修業年限・長期履修学生 .....	3
6	課程の修了要件 .....	4
7	学位の授与 .....	4
8	各専攻の目的 .....	4
9	東京家政大学大学院各ポリシー (ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー) .....	5
10	各専攻ポリシー (ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー) .....	8
11	教育課程表 各専攻の授業科目、単位数	
	(1) 児童学児童教育学専攻（修士課程） .....	16
	(2) 健康栄養学専攻（修士課程） .....	18
	(3) 造形学専攻（修士課程） .....	20
	(4) 英語・英語教育研究専攻（修士課程） .....	22
	(5) 臨床心理学専攻（修士課程） .....	23
	(6) 教育福祉学専攻（修士課程） .....	24
	(7) 人間生活学専攻（博士課程） .....	25
	(8) 大学院共通科目（修士課程・博士課程） .....	26
12	授業科目の講義内容 .....	27
13	令和7年度 大学院客員教授名簿 .....	27
14	履修方法及び研究指導	
	1. 指導教員・研究指導 .....	28
	2. 単位の取得 .....	28
	3. 授業期間および授業時間 .....	28
	4. 単位制 .....	29
	5. 試験・成績 .....	29
15	学位論文・課題研究成果	
	<b>修 士</b>	
	修士課程	
	1. 学位論文・課題研究成果 .....	30
	2. 論文・成果題目提出 .....	30
	3. 論文・成果提出要領 .....	31
	4. 論文・成果作成要領 .....	31
	5. 論文・研究成果内容の公表 .....	34
	6. 論文・成果審査等 .....	36
	7. 令和7年度入学生修士論文・研究成果審査等に関する日程(予定) .....	37
	8. 大学院「特別研究・制作」学位論文・研究成果審査(および最終試験)についての申合(造形学専攻) .....	38

## 博士（甲）

### 博士課程

1. 学位論文 .....	39
2. 論文題目提出 .....	39
3. 論文提出要領 .....	39
4. 論文作成要領 .....	40
5. 論文概要書（和文・英文） .....	40
6. 履歴書 .....	41
7. 論文目録 .....	41
8. 論文内容の公表 .....	41
9. 論文審査等 .....	43
10. 令和7年度入学生博士論文審査等に関する日程（予定） .....	45

## 博士（乙）

### 課程によらない者の学位論文

1. 学位論文 .....	46
2. 論文提出要領 .....	46
3. 論文作成要領 .....	48
4. 論文概要書（和文・英文） .....	48
5. 履歴書 .....	49
6. 論文目録 .....	49
7. 論文内容の公表 .....	49
8. 論文審査等 .....	51
16 大学院生研究助成制度 .....	53
17 教職課程の履修 .....	54
18 衣料管理士専修（造形学専攻） .....	55
19 臨床心理士・公認心理師（臨床心理学専攻） 1. 臨床心理士 .....	56
2. 公認心理師 .....	57
20 学生生活等 1. キャンパス生活 .....	58
2. 奨学金 .....	59
3. 学費の延納 .....	59
4. 休講等の連絡 .....	59
5. 大学院院生研究室 .....	60

### 諸規程

東京家政大学大学院学則 .....	63
東京家政大学大学院学位規程 .....	74
東京家政大学大学院長期履修学生規程 .....	80
東京家政大学大学院の院生に関する出産・育児休学取扱内規 .....	84
東京家政大学大学院研究生規程 .....	85
東京家政大学大学院科目等履修生規程 .....	87
教育支援センター学修支援課大学院 .....	89

## 1 大学院の目的

東京家政大学大学院は、建学の精神に則り、学部の教育課程を基礎とし、高度にして専門的な学術の理論及び応用を研究教授し、その深奥をきわめ、広い視野に立って高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、広く社会と文化の発展に寄与することを目的とする。

## 2 研究科設置の趣旨

東京家政大学は、明治14年に東京女子師範学校（現お茶の水女子大学）の教師であった渡辺辰五郎が、「時代の要請に応え、民衆の必要を基盤とし、女性の自主自律を願い、新しい時代に即応した学問技芸に秀でた師表となる有能な女性を育成する」ことを教育理念として、本郷湯島の地に創設した和洋裁縫伝習所をその起源に持つ。和洋裁縫伝習所に起源を持つ学校法人渡辺学園は現在、大学院、大学、短期大学部、附属女子中学校、女子高等学校、幼稚園、ナースリールーム併せて7,000人を超える学生・生徒・園児を擁する学園となっている。本学園は令和6年度には創立143周年を迎える、戦後1949年に大学が設置認可されてからも70余年が過ぎている。

家政学研究科は、平成元年に修士課程からスタートし、平成5年に博士課程を設置し、文字通り家政系大学の最高学府に相応しい内容を整えた。その間多くの修了生を輩出している。

家政学研究科は家政学部児童学科、栄養学科、服飾美術学科を基礎として、食物栄養学専攻、被服造形学専攻、児童学専攻を柱として修士課程を築き、博士課程は家政学を核としながらさらにフィールドを広げ、人間生活全般にかかる探求へと発展させた人間生活学専攻として、それぞれを開設してきた。

家政学研究科が開設され30余年を過ぎており、基礎となる家政学部は、服飾美術学科美術専攻が、生活美術全般を中心とした造形表現学科に発展し、児童学科児童教育専攻は、学校教育においてより質の高い教育力・実践力・教科教育の力を伸ばす教員養成を目的として児童教育学科を設置する方向へ発展した。また、栄養学科理科コースも環境情報学科から環境教育学科へと改組転換を図った。栄養学科も、平成14年に栄養士法が改正され、管理栄養士国家試験が施行されたことに伴いカリキュラムを一新し、栄養士・管理栄養士の専門資質の向上に対して全国レベルでの改革が行われた。何れも、従来の家政学をさらに深化させ、生命と生存に根差した、人の一生と生活全般にかかる学際的探求課題へと裾野を広げてきている。

一方、文学部においても、人文学部へと名称変更を行い、心理教育学科は時代の要請に応えて心理臨床、生涯学習及び社会福祉の三分野の充実を図ってきたが、それぞれの学問領域の専門化、高度化に対応するため、心理カウンセリング学科と教育福祉学科の2学科に発展改組を行った。また、英語英文学科は英語教育を中心にしながら、コミュニケーション能力育成をより重視した教育を目的としたカリキュラムとし英語コミュニケーション学科へと名称変更を行った。

文学研究科は、平成8年英語英文学専攻及び心理教育学専攻を設置し、平成12年には財団法人

日本臨床心理士資格認定協会が認可する第1種指定大学院として臨床心理士を養成するため、心理教育学専攻に臨床心理学コース・心理教育学コースを設定したが、その後、従来の文学研究から、人文全般に関する学際的探求課題への展開がなされてきた。

本学では、以上のように家政学をさらに深化させつつ、生命と存在に根ざした人の一生と生活全般にかかる課題探求へと裾野を広げてきている家政学研究科と、従来の文学研究から人文全般に関する学際的探求課題へと展開が進んできた文学研究科とを統合し、人間生活学総合研究科の1研究科とし、修士課程6専攻と博士課程の人間生活学専攻を設置することとした。

人間生活学総合研究科は、家政学と人文学の基盤を踏まえつつ、生活学の内容を従来の内向きの「家庭」という枠に囚われることなく、衣、食と健康、福祉から心と保育、教育までを包括した人間の生命活動と生存活動の探求を深めると共に、グローバル化し、文化的な質の高い生活技術と生活意識を幅広く探求するものと捉えなおすものである。このように2研究科の統合によって、人間生活学総合研究科はこれまでの2研究科内の専門相互の学びあいも可能となり、広く複眼的な視野を持つ有為な人材を養成することが可能となる。また、修士課程の専攻名称は基礎学部の名称と対応しており、学部と大学院の継続性を明確に示すとともに、新たな今日的課題に応えられるように養成する人材像を明確にし、学修システムの弾力化を図ることによって、学生・社会人のニーズに幅広く応えるものとなっている。

本学の2代目学長青木誠四郎は、戦後の文部省にあって戦後教育の復興に力を尽くし、その後本学に着任した。青木誠四郎に“実際家は日々の事に追われて研究に遑（いとま）なく、研究者は現実を見ず、現状を知らずして机上に理論を楽しむといった風では好ましくない。ひつきょう畢竟、学は協同事業でなくてはならない”という言葉がある。研究のための研究でなく、本学は所謂大学院大学を目指すのでもなく、「現場に学び、共に研究し、研究成果を現場に生かせるように！」を本大学院の基本理念としたい。そのためには、研究能力と課題解決能力を合わせ持ち、実社会でリーダーとなれる人材育成を目指すと共に、現職社会人を広く迎え入れられるよう、さらに段階を踏んで体制を整えていく計画である。

これらを踏まえ平成24年4月から、人間生活学総合研究科修士課程に、児童学児童教育学専攻（入学定員5名）、健康栄養学専攻（入学定員5名）、造形学専攻（入学定員4名）、英語・英語教育研究専攻（入学定員4名）、臨床心理学専攻（入学定員8名）、教育福祉学専攻（入学定員4名）を、博士課程に人間生活学専攻（入学定員3名）を設置し、大学院のさらなる教育・研究の向上に取り組むこととした。

### 3 研究科の目的

人類が普遍に持つ、衣・食と健康・福祉から、心と保育・教育までを包括した人間の生命活動と生存活動の探究を深めると共に、グローバル化し、文化的な質の高い生活技術と生活意識を幅広く探究し、それぞれの専門性を深めると共に、新たな今日的課題に応えられる広く複眼的な視野を持つ有為な人材の養成を目的とする。

### 4 研究科の構成と収容定員

東京家政大学大学院 (Graduate School of Tokyo Kasei University)  
人間生活学総合研究科 (Graduate School of Humanities and Life Sciences)

課程	専 攻	入学定員	収容定員
修士 課程	児童学児童教育学専攻 (Master's Program in Child Care, Education and Science)	5	10
	健康栄養学専攻 (Master's Program in Health and Nutrition)	5	10
	造形学専攻 (Master's Program in Clothing & Art)	4	8
	英語・英語教育研究専攻 (Master's Program in English Language and Culture)	4	8
	臨床心理学専攻 (Master's Program in Clinical Psychology)	8	16
	教育福祉学専攻 (Master's Program in Education and Social Welfare)	4	8
博士 課程	人間生活学専攻 (Doctoral Program in Human Life Sciences)	3	9
合 計		33	69

### 5 修業年限・長期履修学生

- (1) 本学大学院の修士課程の修業年限は2年、博士課程の修業年限は3年とする。
- (2) 修士課程において、学生が職業を有している等の事情により、前項に定める修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することを希望し認められた長期履修学生の修業年限は3年又は4年とする。
- (3) 大学院に在学できる期間は、休学期間を除き修士課程は4年間、博士課程は6年間とする。
- (4) 修士課程の長期履修学生の在学年数は、修業年数が3年の場合は4年を、修業年数が4年の場合は5年を超えることはできない。

## 6 課程の修了要件

- (1) 修士課程の修了要件は、大学院に2年以上在学し、履修授業科目について30単位以上を取得し、かつ必要な研究指導を受けた後、修士論文の審査又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、特に優れた業績を上げた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。
- (2) 博士課程の修了要件は、大学院に3年以上在学し、所定の授業科目について6単位以上を取得し、かつ必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、特に優れた業績を上げた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

## 7 学位の授与

本学大学院研究科において、所定の課程を修了した者に対しては次の学位を授与する。

人間生活学総合研究科	児童学児童教育学専攻	修士課程	修士（家政学）
	健康栄養学専攻	修士課程	修士（健康栄養学）
	造形学専攻	修士課程	修士（家政学）
	英語・英語教育研究専攻	修士課程	修士（文学）
	臨床心理学専攻	修士課程	修士（心理学）
	教育福祉学専攻	修士課程	修士（学術）
	人間生活学専攻	博士課程	博士（学術）

## 8 各専攻の目的

- (1) 児童学児童教育学専攻は、子どもの豊かな人格を育て、身体的、精神的かつ社会的に健全に育成するための学究を行い、高度な研究教育に携わることのできる人材および児童学・児童教育学における実践的課題を探究・研究し解決できる高度な専門知識と方法論を修得した人材の養成を目的とする。
- (2) 健康栄養学専攻は、フードサイエンスとライフサイエンス、ヘルスサイエンスの分野における、高度の知識、技能を教授して、人の健康維持、生活習慣病の予防、老化のメカニズムなどの諸問題の解決に役立つような研究能力と応用力を有する人材および栄養士・管理栄養士の資格を生かした高度な専門的能力のある職業人の養成を目的とする。
- (3) 造形学専攻は、服飾美術と造形表現を融合させたカリキュラムにより、服飾美術分野では自然・社会環境や産業技術などの、衣服の美的・機能的側面に対して起こりうる新しいニーズに対し、産業や教育などの分野で対応できる高度な専門性と実践力を備えた人材の育成を目的とする。造形表現分野では生活美術の追究を通して、生活を様々な面で豊かにする

る造形表現活動・文化活動を支える能力を有する人材の育成を目的とする。

- (4) 英語・英語教育研究専攻は、国際化時代に対応できる実践的な英語コミュニケーション能力を養成し、英語文学及び文化の研究並びに英語、英語教育の研究を深め、視野の広い総合力を持った高度な専門教育を行うことのできる人材の養成を目的とする。
- (5) 臨床心理学専攻は、複雑化した社会における人間関係の諸問題に対応する総合的な力を育成し、臨床心理士及び公認心理師としての高度な専門知識や技術を持ち、医療・教育・産業・司法等の社会のあらゆる領域で柔軟に対応し、適切な援助、介入及び研究のできる人材の養成を目的とする。
- (6) 教育福祉学専攻は、学校や地域社会の複雑化・複合化した諸問題について、生涯学習・社会教育、社会福祉学、心理学についての高度な専門知識や技術を修得し、人間関係を調整し、社会資源を有効に使い、問題解決を創造的に行うことができる高度専門的職業能力を備えた人材の養成を目指す。
- (7) 人間生活学専攻は、博士課程に相当し、人間生活をめぐる生活科学、社会科学、心理臨床学等の分野において、総合的、学際的視野にたつ人材を養成することを目的とし、自立した研究者養成のみならず確かな教育能力と高度な研究能力をもつ大学教員の育成をも図る。

## 9 東京家政大学大学院各ポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）

### 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）

#### 研究科の学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）

人間生活学総合研究科では、東京家政大学家政学部、栄養学部、児童学部と人文学部での基礎的知識を基盤とし、家政学分野と人文学分野での精深な学識と高度な専門知識を有し、それを基盤に独創的に発展させることができる研究能力と豊かな創造力、応用できる実践力を備えた研究者、教育者、及び専門職業人としての能力を修得し、得られた成果を学会・研究会などで発表し、学位論文、研究成果として明示させたものに、博士（学術）及び修士（家政学）、修士（健康栄養学）、修士（文学）、修士（心理学）、修士（学術）の学位を授与する。

### 教育課程編成方針（カリキュラム・ポリシー）

大学院のカリキュラムは、大学院生が学位授与規程に相応しい能力を身につけられる学修・研究ができるために、コースワークとリサーチワークの観点から構成されている。

コースワークの特徴としては、新入生フレッシュマンセミナーにおいて各教科の授業の概要を説明し、懇談する機会を設けている。またフレッシュマンセミナーの実質化のため、大学院の教育・研究環境の特徴と大学院での学修、研修、フィールドワーク、充実した実りある大学院生活を送るための心構え、研究へのアプローチ法などをテーマとした、数名の教授と研究科長による

レクチャーが行われている。大学院共通科目として大学院に必須の基礎学力を教授する「アカデミック・ライティング」「論文作成のための統計解析入門」「プレゼンテーション論」を設け、単位認定後も大学院修了まで相談に応じている。大学院においては、視野の広い精深な学識を得るために専攻分野を超えて8単位まで他専攻の授業科目を履修できることにしている。カリキュラム構成は全体として、特論（講義）、演習、実験・実習の構成となっており、理論的にも実証的・体験的にも学修できるようになっている。さらに新たな発展が期待できる分野においても、講義科目として開講し、社会の負託に応えられるよう多様な人材育成に対応している。科目の履修については研究指導者が相談に応じ、リサーチ活動と関連した適切な指導を受けることができる。

リサーチワークの特徴としては、入学試験時に研究計画書の提出を求め、面接試験で大学院での研究の抱負を尋ね、質疑する。入学後には、指導教員のもと、詳細な研究計画をたてた上で研究論文題目を提出している。また、論文中間発表においては、研究活動および成果の経過を多くの教員の前で発表し、プレゼンテーション技術と研究内容を深めると共に多様な視点からの批判を受け、指導教員の指導のもと、独善的・独りよがりの研究に陥らぬよう改善・修正できる。研究経過の中で論文題目の変更が必要となった場合は、専攻会議、専攻主任会議での審議を経て研究科委員会で承認し、適切な論文内容とそれを表す論文題目となるよう指導教員がサポートしている。リサーチは、結果を出して終わるのではなく、結果を発表し批判を受けて完成させていくものであり、本大学院は、プレゼンテーションの意義を高めるため学会などの外部での発表経験を重視しており、研究助成制度として必要経費の助成をしている。特別研究指導者には副指導者を認め、複数指導者による研究論文の充実にも努めている。研究機器や研究環境が学内で不十分となった場合は、研究科委員会で承認を受けた後、学外でのリサーチワークとして外部の研究所や研究機関で機器の借用及び個別の研究指導が受けられるようになっている。学位論文の審査においては、複数の副査を置き、予備審査を含む十分な審査期間のもと論文の構成と正確な文章表現なども含めて厳正に確認を行い、発表と質疑応答ならびに口頭試問で審査し、研究科全体の研究科委員会で合否を決定する。

本研究科修士課程は、コースワーク、リサーチワーク共に含めて、修業年限2年に限定せず、就業年限3年と4年の長期履修制度を設けている。また、博士課程は論文の学会誌掲載年限を考慮して、課程修了後1年間の学位授与審査の猶予を設けている。また、出産育児のために学業の継続が困難となった場合は、育児休学制度を設けている。

## 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）

### 東京家政大学大学院

東京家政大学大学院は、平成元年に家政学研究科食物栄養学専攻並びに被服造形学専攻（修士課程）を開設し、平成4年より児童学専攻（修士課程）、同5年より人間生活学専攻（博士課程）、同8年には文学研究科英語英文学専攻、心理教育学専攻（修士課程）を設置し現在まで多くの修了生を送り出している。

平成24年度から、これまでの家政学研究科と文学研究科を人間生活学総合研究科に統合し、

児童学児童教育学専攻、健康栄養学専攻、造形学専攻、英語・英語教育研究専攻、臨床心理学専攻、教育福祉学専攻（以上 修士課程）と、人間生活学専攻（博士課程）を設置した。

### 大学院の教育目的

本学大学院は、建学の精神に則り、大学での教育課程を基礎とし、高度にして専門的な学術の理論及び応用を研究教授し、その深奥をきわめ、広い視野に立って高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、広く社会と文化の発展に寄与することを目的にして、①学術研究の高度化と優れた研究者の養成、②高度専門職業人の養成、③教育研究を通じた国際貢献、の3点を共通の目標としている。

### 大学院のアドミッション・ポリシー

本学大学院は、東京家政大学の建学の精神と生活信条に基づき次のような人を求めている。

- ・自主自律の精神を持ち、人間の生活に関わる専門性の高い学術・実践・応用力を身につけ社会に貢献し活躍することを志す人
- ・現代の人間の生活に関わる諸問題に対し柔軟に対応し解決する高い知性と能力を修得し、社会に役立ちたいと努力する人
- ・世界的な広い視野を持ち、自己の幸福と社会の幸福とを合わせ願い行動することのできる心の豊かな人

### 研究科の人材養成・教育目的およびアドミッション・ポリシー

人間生活学総合研究科は、家政学部、栄養学部、児童学部と人文学部の内容と実績を基礎として、修士課程である児童学児童教育学専攻、健康栄養学専攻、造形学専攻、英語・英語教育研究専攻、臨床心理学専攻、教育福祉学専攻及び博士課程である人間生活学専攻において、大学院の教育目的にそった教育を行い高度な専門知識を持ち、それを土台とした研究能力、実践力を持つ人を育てることを人材養成及び教育研究上の目的としている。

この目的に基づき、次のような人を求めている。

- ・児童学児童教育学専攻、健康栄養学専攻、造形学専攻、英語・英語教育研究専攻、臨床心理学専攻、教育福祉学専攻及び人間生活学専攻において修得した、高度でより専門的な知識ならびに資格・免許を活かして各方面で活躍したい人
- ・専門知識を学ぶだけではなく、それを土台に自分自身で考えさらに発展・深化させようとする人
- ・人間生活に関わる諸問題に対し、指導的立場で適切に対処し、実践・応用できる能力を涵養したい人
- ・知識だけではなく、その場に応じた柔軟な対応ができる実践力を身につけ、社会に貢献しようとする人

## 10 各専攻ポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）

### 《修士課程》

ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー

#### ○児童学児童教育学専攻

学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）

児童学児童教育学専攻では、現代社会における乳幼児、児童に関する問題を探究する研究者を育成するとともに、保育所、幼稚園、小学校などにおける研究的実践者を養成することを人材育成及び教育研究上の目的とし、以下の学識・能力を有するに至ったものに修士（家政学）の学位を授与する。

- ・乳幼児や児童の問題に広く関心を持ち、知識を深め、創造性豊かな研究を進めることができる。
- ・保育、教育の現場において、乳幼児や児童の幸せや育ちを見据え、研究的実践の創造に寄与できる。
- ・乳幼児や児童をめぐる社会の多様なニーズに対応できる専門性を身につけている。

教育課程編成方針（カリキュラム・ポリシー）

児童学児童教育学専攻の教育目標を達成するため、以下の方針に基づき教育課程を編成し実施する。

- ・「保育学」「保育実践学」「育児支援学」「子ども臨床学」「教育実践学」「学校教育学」の6つの区分から幅広く学ぶことにより、深い識見と広い視点にたって児童学、児童教育学の研究をすることができる力を育成するとともに、児童に関わる様々な分野で応用可能な知識を身につける。
- ・児童学、児童教育学の研究分野から、自分の専攻分野を選び、とくに「特別研究」を通して、その分野における研究の計画を作成し、研究をまとめていくように充実した研究指導を行う。
- ・学校教育の場で、より高度な専門性をもって、幼児および児童の教育を行うことができる能力と技術を身につけるために、幼稚園教諭専修免許と小学校教諭専修免許を取得するための科目を開設する。

入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）

児童学児童教育学専攻では、現代社会における乳幼児、児童に関する問題を探究する研究者を育成するとともに、保育所、幼稚園、小学校などにおける研究的実践者を養成することを人材育成及び教育研究上の目的としている。

この目的に基づき、次のような人を求めている。

- ・乳幼児や児童の問題に広く関心を持ち、創造性豊かな研究をする意欲を持った人
- ・保育、教育の現場において、乳幼児や児童の幸せや育ちを見据え、研究的実践の創造を志す人
- ・乳幼児や児童をめぐる社会の多様なニーズに対応できる専門性を磨く志を持つ人
- ・幼稚園、小学校の教員として専門性を深め専修免許取得を希望する人

## ○健康栄養学専攻

### 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）

健康栄養学専攻では、様々な観点や視点から個々人や社会にとってのウェルビーイングについて考え続けられ、その向上に貢献することのできる高度専門的職業人、教育指導者、研究者の養成を目的とする。そのためには、専門分野の課題解決に向けて活用できるような社会や文化に対する幅広い見識を身につける姿勢が重要となる。そのような姿勢のもと、以下の学識・能力を有するに至ったものに修士（健康栄養学）の学位を授与する。

- ・専門分野における高度な知識・技術を修得し、探究・研究能力及び課題解決能力を有する。
- ・フードサイエンス分野、ライフサイエンス分野、及びヘルスサイエンス分野を広く深く理解し、豊かな専門的能力を修得している。
- ・専門分野の課題解決に向けて活用できうる、社会や文化に対する幅広い見識を身につけている。

### 教育課程編成方針（カリキュラム・ポリシー）

健康栄養学専攻の教育目標を達成するため、以下の方針に基づき教育課程を編成し実施する。

- ・カリキュラムにおける分野別区分としてのフードサイエンス分野、ライフサイエンス分野、ヘルスサイエンス分野における各授業科目を履修し、特別研究において、実習・実験および修士論文作成のための研究手法を学ばせる。
- ・専任教員の指導のもと、企業、施設、病院などにおける豊富な実践体験を通じ、実践・応用力を修得させる。
- ・学内学外における研究発表の機会をもうけ、研究能力の向上をめざす。
- ・学校教育の場で、より高度な専門性をもって、家庭科の教育を行うことができる能力と技術を身につけるために、中学校教諭専修免許（家庭）と高等学校教諭専修免許（家庭）を取得するための科目を開設する。

### 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）

健康栄養学専攻では、「食品」から、摂食する生体の機能の維持・回復を目的とした研究を行い、社会貢献できる高度専門職業人、教育指導者、研究者を養成する。そして地域住民の保健・医療・福祉の向上に寄与することを人材育成及び教育研究上の目的としている。

この目的に基づき、次のような人を求めている。

- ・専門職養成施設における教育・研究に携わりたい人
- ・保健・医療・福祉・介護などの領域で地域活動のリーダーとして活躍したい人

- ・企業や試験・研究機関等において栄養・商品開発等の研究分野に関わりたい人
- ・職業に就きながら、食物栄養や生態機能維持管理に関する実践的な研究を通じて、高度な職業人としての能力を高めたい人

## ○造形学専攻

### 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）

造形学専攻では、服飾美術分野（被服科学、服飾造形学、服飾デザイン学）においては、衣服の美的・機能的側面の追究を通して、また造形表現分野（メディア表現、表現と社会、美術史、工芸、平面表現、空間表現）においては生活美術の追究を通して、産業や教育、創作などの場面における有為な人材の養成を目的とし、以下の学識・能力を有するに至ったものに修士（家政学）の学位を授与する。

- ・服飾美術及び造形表現の分野において、高度の専門的知識を修得している。
- ・服飾美術及び造形表現の分野において、高度の実践力、技能を身につけている。

### 教育課程編成方針（カリキュラム・ポリシー）

造形学専攻の教育目標を達成するため、以下の方針に基づき教育課程を編成し実施する。

- ・カリキュラムにおける分野別区分として、服飾美術分野と造形表現分野における各授業科目を履修し、服飾美術分野では特別研究において被服科学、服飾造形学、服飾デザイン学等の研究を通じ修士論文作成のための研究手法を学ばせる。また、造形表現分野では特別研究においてメディア表現、表現と社会、美術史、工芸、平面表現、空間表現の各分野の制作希望者においては、作品の課題研究を通じて研究能力の向上をめざす。学会や学外において制作発表の場を設ける。
- ・服飾分野では服飾を科学とファッショングの両面からとらえ、豊富な実験・実習を通して実践・応用力を修得させ、アパレル、教育界に高度の専門的知識と技能を持って貢献できる人材を育てる。
- ・造形表現分野では、作品の制作活動を通して学内学外における発表の機会を設け研究能力の向上をめざす。論文作成志望者に対しては、美術史、造形教育、アートマネジメント等の研究を通じ、修士論文作成のための研究手法を学ばせる。また、高度の専門的知識と技能を習得させ、創造性豊かな表現力をもって作家・高度専門職業人として自立した活動をすることができる人材を育てる。
- ・学校教育の場で、より高度な専門性をもって、家庭科及び美術科の教育を行うことができる能力と技術を身につけるために、中学校教諭専修免許（家庭）・中学校教諭専修免許（美術）と高等学校教諭専修免許（家庭）・高等学校教諭専修免許（美術）を取得するための科目を開設する。

## **入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）**

造形学専攻では、被服科学、服飾造形学、服飾デザイン学、メディア表現、表現と社会、美術史、工芸、平面表現、空間表現の各分野において基礎を確実なものとし、高度な専門性を身につけることを人材養成及び教育研究上の目的としている。

この目的に基づき、次のような人を求めている。

- ・専門分野の教育・研究機関や博物館、編集、美術・デザインなどの分野で活躍を希望する人
- ・家庭科教員、美術科教員として専門性を深め専修免許取得を希望する人
- ・家政学の視点から深い専門性と教養を身につけたい人

## **○英語・英語教育研究専攻**

### **学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）**

英語・英語教育研究専攻では、グローバル化時代に対応できるコミュニケーション能力を養成し、英語学、英語文学、英語文化に関する研究、そして英語教育に関する分野、特に英語教育の実践方法や言語習得理論等などにおける研究能力を備えた、広い視野と総合力を持つ人材の養成を目的としている。そのため、以下の学識・能力を有する者に対して、修士（文学）の学位を授与する。

- ・高度なコミュニケーション能力、論理的思考、共感的理解力を身につけている。
- ・英語の実践的能力を高め、これによって国際的に活躍することが期待できる。
- ・英語という言語の仕組みやその歴史を体系的に学んでいる。
- ・英語文学作品を研究し、人間、社会、文化、歴史の仕組みについて理解を深めている。
- ・英語教育学や言語習得理論の最新の知見を取り入れながら多角的に研究し理解を深めている。
- ・研究の成果を生かし、高度職業人として教育の現場で指導的教育実践活動ができる。

### **教育課程編成方針（カリキュラム・ポリシー）**

英語・英語教育研究専攻の教育目標を達成するため、以下の方針に基づき教育課程を編成し実施する。

具体的な教育内容、授業形態、教育方法などについては、シラバスの「実施形態」、「授業概要」を参照のこととする。

- ・英語に関わる広範囲な分野において、高度な専門知識を身につけさせ、幅広く深い視野に立って高度で独創的な研究を進めるための能力を育成するため、英語・英語文学分野には、言語学系、文学系、文化研究系等の諸科目を設置する。
- ・外国語教育に関わる高度な専門知識を身に付けさせ、幅広く深い視野に立って高度で独創的な研究を進めるための能力を育成するため、英語教育分野には、第二言語習得研究や英語指導理論や教育課程研究に関わる諸科目を設置する。
- ・両分野に共通する、研究論文執筆に必要な高度な英語表現技能を獲得させる。
- ・健全な理論に基づいた適切な研究手続きに従った調査、研究等を計画し実施できる技術と能

力を獲得させ、研究成果の発表、さらに修士論文の完成に向けて、専任教員が充実した個別指導を行う。

- ・関心を持つ分野の知識に加え、高度な専門性をもって、学校現場における英語科教育を行うことができる能力と技術を身につけるために、中学校教諭専修免許（英語）と高等学校教諭専修免許（英語）を取得するための科目を開設する。

#### 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）

英語・英語教育研究専攻は、グローバル化時代に対応できるコミュニケーション能力を養成し、英語圏文学・文化、英語学、英語教育に関する研究を深め、視野の広い総合力を持った人材育成、また英語教員として指導的な役割を果たす人材を養成することを人材養成及び教育研究上の目的としている。

この目的に基づき、次のような人を求めている。

- ・英語の実践能力を高めその機能を洗練させてより高度な職業人を目指そうとする人
- ・英語英文学作品を研究し、人間、社会、文化、歴史の仕組みについて理解を深めたい人
- ・英語という言語の仕組みやその歴史を体系的に学びたい人
- ・英語教育や言語習得について最新の知見を取り入れながら多角的に研究し、教育の現場で実践・活動したい人
- ・グローバル化によって急速に変化する世界のありように柔軟に対応し、積極的に社会貢献していくことうとする好奇心、意欲、情熱を持つ人

### ○臨床心理学専攻

#### 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）

臨床心理学専攻では、高度かつ独創的な研究をおこなう能力を身につけ、心理臨床に関する理論と知識を駆使して、心理的な問題を抱えた人に対する援助や組織・集団を心理学的に支援することができる実践力を身につけた人材の養成を目的とし、以下の学識・能力を有するに至った者に修士（心理学）の学位を授与する。

- ・公認心理師・臨床心理士としての人間性と広い視野を有する。
- ・公認心理師・臨床心理士としての必要な理論と実践能力を身にしている。
- ・研究成果を学会などで発表し、学術論文として公表できる研究能力を備えている。
- ・身につけた専門的知識と総合的判断力を生かして、公認心理師・臨床心理士として活躍できる資質と能力が備わっている。

#### 教育課程編成方針（カリキュラム・ポリシー）

臨床心理学専攻の教育目標を達成するため、以下の方針に基づき教育課程を編成し実施する。

- ・「臨床心理学専門分野」では、統計学、研究法、人格心理学、認知心理学などに関わる基礎科目の修得および心理臨床学の分野を修得し、幅広深い視野に立って、高度かつ独創的な研

究を行う能力を育成する。

- ・「臨床心理学基礎分野」では、学外及び学内施設における豊富な実践体験を通じ、心理臨床に必要な技法を身に着け、かつ専任教員によるスーパービジョンを受ける。
- ・「研究指導」では、専攻分野の研究計画を策定し、それを可能にする理論的・実践的研究能力及び研究成果を発表できる能力を身につけさせることを目的として、個別指導を中心とした研究指導を行う。
- ・学校教育の場において、高度な専門性をもって、公民科の教育を行うことができる能力と技術を身につけるために、高等学校教諭専修免許（公民）を取得するための科目を開設する。

#### 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）

臨床心理学専攻では、心理カウンセリング学科の教育を基礎にして、さらに高度な専門知識を持ち、それを土台とした研究能力及び医療・教育・産業・司法などの分野における臨床実践力を持つ公認心理師・臨床心理士を育てることを人材養成及び教育研究上の目的としている。

この目的に基づき、次のような人を求めている。

- ・基礎的な心理学の知識をベースに、高度の臨床心理学的なアセスメント、心理面接などの技法を修得できる学力、能力のある人
- ・科学的な思考と臨床的態度を身につけ、医療・教育・産業・司法などさまざまな領域で適切な援助、介入を行う意欲のある人
- ・心の問題や不適応行動のメカニズムや援助の在り方について研究したい人

### ○教育福祉学専攻

#### 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）

教育福祉学専攻では、高度かつ独創的な研究をおこなう能力を身につけ、生涯学習・社会教育分野、社会福祉分野、心理学分野を総合的に学び、高度な専門知識や技術に精通し、地域社会や学校にあって人を支援するネットワークやチームワークのリーダーとして活躍できる人材の養成を目的とし、以下の学識・能力を有するに至ったものに修士（学術）の学位を授与する。

- ・心理学を基礎に、社会教育・生涯学習、社会福祉の現場におけるリーダー（高度専門職業人）としての人間性と広い視野を有する。
- ・心理、教育、福祉に関わる現場のリーダー（高度専門職業人）として、必要な理論と実践能力を身につけている。
- ・研究成果を学会などで発表し、学術論文として公表できる研究能力を備えている。あるいは、職場等の活躍する場において、問題を見出し、課題を分析し、問題解決に寄与できる知識・技術、課題解決能力を備えている。
- ・身につけた専門的知識と総合的判断力を生かして、心理、教育、福祉の現場のリーダー（高度専門職業人）として活躍できる資質と能力が備わっている。

## **教育課程編成方針（カリキュラム・ポリシー）**

教育福祉学専攻の教育目標を達成するため、以下の方針に基づき教育課程を編成し実施する。

- ・心理学、社会教育・生涯学習、社会福祉に関わる各分野の基礎・中心となる特論科目を履修し、いずれかの分野の専門性を高めると同時に、隣接分野の知識・技術が得られるよう指導する。
- ・関心を持つ分野の知識に加え、幅広く深い視野に立った、高度かつ独創的な研究活動や、実践的な課題解決に向けた検討が行えるよう、研究方法の理解を図り、専門分野の研究計画を作成し、それを可能にする理論的実践的研究能力を身につけさせ、研究発表に向けて個別指導を充実させた研究指導を行う。
- ・学校教育の場において、より高度な専門性をもって公民科の教育を行うことができる能力と技術を身につけるために、高等学校教諭専修免許（公民）を取得するための科目を開設する。

## **入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）**

教育福祉学専攻では、生涯学習・社会教育分野、社会福祉分野、心理学分野を総合的に学び、地域社会や学校にあって人を支援するネットワークやチームワークのリーダーとして活躍できる人材を育てることを人材育成及び教育研究上の目的としている。

この目的に基づき、次のような人を求めている。

- ・生涯学習・社会教育、社会福祉、心理学の各分野を幅広く学び、人の支援についての高度の研究をしたい人
- ・地域社会や学校で人を支援するネットワークやチームワークのリーダーとして実践したい人
- ・社会福祉や社会教育の分野すでに仕事についている方で、スキルアップをはかりたい人

## **《博士後期課程》**

### **ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー**

## **○人間生活学専攻**

### **学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）**

人間生活学専攻では、自らの専門領域については言うまでもなく、関連分野を含めた広い領域についても大きな関心をもって勉学に努め、人間生活をめぐる心理臨床学、生活科学、社会科学の分野において、総合的、学際的視野にたつ人材の養成を目的とし、以下の学識・能力を有するに至ったものに博士（学術）の学位を授与する。

- ・自らの専門領域について深い学識と理解を有し、研究者・高度専門職業人として自立した活動をすることができる。
- ・新しい課題を解決することができる優れた研究能力を有することが、自らの研究成果によって証明できる。

## **教育課程編成方針（カリキュラム・ポリシー）**

- ・人間生活に関わる総合的・学際的研究のために、各分野の専門科目を置く。
- ・各専門分野の研究の集大成として、研究計画に基づいた指導のもとで、本学学位規程に定められた基準の博士論文を課す。

人間生活学専攻の教育目標を達成するため、以下の方針に基づき教育課程を編成し実施する。

- ・修士課程における教育の成果をふまえ、それを一層高度化、深化させるのみならず、広く人間生活を総合科学として捉えることのできる能力の醸成を目的とし、講義、実験などを通じて教育・研究指導を行う。

## **入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）**

人間生活学専攻では、学部及び修士課程における教育を基盤とし、一層高度な教育を行うことによって、人間生活に関わる複雑な事象を理解し、真理を見出す能力を醸成することを目的としている。このような教育を通じて、現在の多様化、高度化する社会の要請に応えられる人材、当該専門分野の次代を担う人材を育てることを人材育成及び教育研究上の目的としている。

この目的に基づき、次のような人を求めている。

- ・人間生活に関連した分野の研究に強い熱意を有する人
- ・関連分野の高度な学識の修得に強い熱意を有する人

# 11 教育課程表

## 各専攻の授業科目、単位数

### (1) 児童学児童教育学専攻（修士課程）

区分	授業科目	単位数	必選別	免許・資格	備考
保育学分野	保育学特論	2	選	幼専	
	保育学演習	2	選	幼専	
	保育史特論	2	選	幼専	
	保育心理学特論	2	選	幼専	
	児童文化特論	2	選	幼・小専	
	児童文化演習	2	選	幼・小専	
保育実践学分野	保育実践演習	2	選	幼専	
	障がい児保育特論	2	選	幼専	
	保育マネジメント特論	2	選	幼専	
	保育内容実践研究（環境）	2	選	幼専	
	保育内容実践研究（ことば）	2	選	幼専	
	保育内容実践研究（表現）	2	選	幼専	
	保育内容実践研究（健康）	2	選	幼専	
育児支援学分野	育児支援学特論	2	選		
	育児支援学演習	2	選		
	児童福祉学特論	2	選		
	児童福祉学演習	2	選		
	保育カウンセリング特論	2	選	幼専	
	保育相談演習	2	選	幼専	
	家族関係学特論	2	選		
子ども臨床学分野	子ども臨床学特論	2	選	幼専	
	子ども臨床学演習	2	選	幼専	
	小児健康保健学特論	2	選	幼・小専	
	小児健康保健学演習	2	選	幼・小専	
	発達心理学特論	2	選	幼専	
	子ども芸術療法特論	2	選	幼専	
	子ども芸術療法演習	2	選	幼専	
教育実践学分野	教育実践演習（国語）	2	選	小専	
	教育実践演習（算数）	2	選	小専	
	教育実践演習（社会）	2	選	小専	
	教育実践演習（理科）	2	選	小専	
	教育実践演習（音楽）	2	選	小専	
	教育実践演習（図画工作）	2	選	小専	
	教育実践演習（家庭）	2	選	小専	

区分	授業科目	単位数	必選別	免許・資格	備考
学校教育学分野	教育学特論	2	選	幼・小専	
	教育心理学特論	2	選	幼・小専	
	学級経営特論	2	選	幼・小専	
	道徳教育演習	2	選	幼・小専	
	特別支援教育演習	2	選	幼・小専	
	情報処理演習Ⅰ	2	選	幼・小専	
	情報処理演習Ⅱ	2	選	幼・小専	
研究指導	特別研究	10	必		

※教職課程については、免許種別に、免許・資格欄に記載した授業科目から24単位以上を履修する。

※授業は、多様なメディアを利用し、同時双方向又はオンデマンドにより教室等以外の場所で行うことができる。

※各科目の担当教員はHPで確認すること。

(2) 健康栄養学専攻 (修士課程)

区分	授業科目	単位数	必選別	免許・資格	備考
フードサイエンス分野	食品 学 特 論	2	選	中・高専	
	食品 学 演 習	2	選	中・高専	
	食品 機 能 学 特 論	2	選	中・高専	
	食品 機 能 学 演 習	2	選	中・高専	
	H A C C P 特 論	2	選	中・高専	
	H A C C P 演 習	2	選	中・高専	
	食 安 全 学 特 論	2	選	中・高専	
	食 安 全 学 演 習	2	選	中・高専	
	食 品 産 業 特 論	2	選	中・高専	
	食 品 産 業 演 習	2	選	中・高専	
	食 品 開 発 学 特 論	2	選		
	食 品 評 價 特 論	2	選	中・高専	
	調 理 科 学 特 論	2	選	中・高専	
	調 理 科 学 演 習	2	選	中・高専	
	官 能 評 價 特 論	2	選	中・高専	
ライフサイエンス分野	分 子 栄 養 学 特 論	2	選	中・高専	
	分 子 栄 養 学 演 習	2	選	中・高専	
	遺 伝 子 診 断 特 論	2	選	中・高専	
	遺 伝 子 診 斷 演 習	2	選	中・高専	
	統 合 生 理 学 特 論	2	選	中・高専	
	統 合 生 理 学 演 習	2	選	中・高専	
	生 化 学 特 論	2	選	中・高専	
	生 化 学 演 習	2	選	中・高専	
	食 環 境 特 論	2	選	中・高専	
	食 環 境 演 習	2	選	中・高専	
	機 器 分 析 化 学 特 論	2	選	中・高専	
	機 器 分 析 化 学 演 習	2	選	中・高専	
	臨 床 栄 養 学 特 論	2	選	中・高専	
	臨 床 栄 養 学 演 習	2	選	中・高専	
	病 態 栄 養 学 特 論	2	選	中・高専	
	病 態 栄 養 学 演 習	2	選	中・高専	

区分	授業科目	単位数	必選別	免許・資格	備考
ヘルスサイエンス分野	臨床栄養学栄養療法特論	2	選	中・高専	
	臨床栄養学栄養療法演習	2	選	中・高専	
	スポーツ栄養学特論	2	選		
	N S T 特論	2	選	中・高専	
	公衆衛生学特論	2	選	中・高専	
	公衆衛生学演習	2	選	中・高専	
	公衆栄養学特論	2	選	中・高専	
	公衆栄養学演習	2	選	中・高専	
	給食経営学マネジメント特論	2	選	中・高専	
	給食経営学マネジメント演習	2	選	中・高専	
	基礎疫学	2	選	中・高専	
	口コモ・フレイル特論	2	選		
	口コモ・フレイル演習	2	選		
	ニューロリハビリテーション特論	2	選		
	リハビリテーション関連特論	2	選		
研究指導	特別研究	10	必		

※教職課程については、免許種別に、免許・資格欄に記載した授業科目から24単位以上を履修する。

※授業は、多様なメディアを利用し、同時双方向又はオンデマンドにより教室等以外の場所で行うことができる。

※各科目の担当教員はHPで確認すること。

(3) 造形学専攻（修士課程）

区分	授業科目	単位数	必選別	免許・資格		備考
被服科学	被服材料学特論	2	選	中・高専（家庭）	衣管士専（材料）	
	被服材料学演習	2	選	中・高専（家庭）	衣管士専（材料）	
	被服管理学特論	2	選	中・高専（家庭）	衣管士専（加工・整理）	
	被服管理学演習	2	選	中・高専（家庭）	衣管士専（加工・整理）	
	織維加工学特論	2	選	中・高専（家庭）	衣管士専（加工・整理）	
	織維加工学演習	2	選	中・高専（家庭）	衣管士専（加工・整理）	
	被服科学実験	1	選	中・高専（家庭）	衣管士専（材料）	
服飾美術分野	被服構成学特論	2	選	中・高専（家庭）	衣管士専（企画・設計・生産）	
	被服構成学演習	2	選	中・高専（家庭）	衣管士専（企画・設計・生産）	
	被服構成学実験	1	選	中・高専（家庭）	衣管士専（企画・設計・生産）	
	アパレル設計学特論	2	選	中・高専（家庭）	衣管士専（企画・設計・生産）	
	アパレル設計学演習	2	選	中・高専（家庭）	衣管士専（企画・設計・生産）	
	和服造形学特論	2	選	中・高専（家庭）		
	和服造形学演習	2	選	中・高専（家庭）		
服飾デザイン学	服飾文化史特論	2	選	中・高専（家庭）		
	服飾文化史演習Ⅰ	2	選	中・高専（家庭）		
	服飾文化史演習Ⅱ	2	選	中・高専（家庭）		
	染織史特論	2	選	中・高専（家庭）		
	服飾デザイン特論	2	選	中・高専（家庭）		
	服飾デザイン演習	2	選	中・高専（家庭）		
	色彩表現論	2	選	中・高専（家庭）		
造形表現分野	服飾デザイン表現演習	2	選	中・高専（家庭）		
	デジタルデザイン特論	2	選	中・高専（美術）		
	デジタルデザイン演習Ⅰ	2	選	中・高専（美術）		
	デジタルデザイン演習Ⅱ	4	選	中・高専（美術）		
	映像メディアアート特論	2	選	中・高専（美術）		
	映像メディアアート演習Ⅰ	2	選	中・高専（美術）		
	映像メディアアート演習Ⅱ	4	選	中・高専（美術）		
表現と社会	育ちのための表現特論	2	選	中・高専（美術）		
	育ちのための表現演習Ⅰ	2	選	中・高専（美術）		
	育ちのための表現演習Ⅱ	4	選	中・高専（美術）		

区分	授業科目	単位数	必選別	免許・資格	備考
美術史	美術史特論	2	選	中・高専(美術)	
	美術史演習I	2	選	中・高専(美術)	
	美術史演習II	4	選	中・高専(美術)	
工芸	陶芸特論	2	選	中専(美術)	
	陶芸演習I	2	選	中専(美術)	
	陶芸演習II	4	選	中専(美術)	
	金工・ジュエリー特論	2	選	中専(美術)	
	金工・ジュエリー演習I	2	選	中専(美術)	
	金工・ジュエリー演習II	4	選	中専(美術)	
造形表現分野	染色造形特論	2	選	中専(美術)	
	染色造形演習I	2	選	中専(美術)	
	染色造形演習II	4	選	中専(美術)	
	織物特論	2	選	中専(美術)	
	織物演習I	2	選	中専(美術)	
	織物演習II	4	選	中専(美術)	
平面表現	絵画特論	2	選	中・高専(美術)	
	絵画演習I	2	選	中・高専(美術)	
	絵画演習II	4	選	中・高専(美術)	
	グラフィックデザイン特論	2	選	中・高専(美術)	
	グラフィックデザイン演習I	2	選	中・高専(美術)	
	グラフィックデザイン演習II	4	選	中・高専(美術)	
空間表現	住環境特論	2	選	中・高専(家庭)	
	住環境演習I	2	選	中・高専(家庭)	
	住環境演習II	4	選	中・高専(家庭)	
	インテリアデザイン特論	2	選	中・高専(家庭)	
	インテリアデザイン演習I	2	選	中・高専(家庭)	
	インテリアデザイン演習II	4	選	中・高専(家庭)	
研究指導	特別研究・制作	10	必		

※衣料管理士専修については、免許・資格欄に記載した授業科目のうち、「材料」「加工・整理」「企画・設計・生産」の2領域以上から8単位以上を履修する。

※教職課程については、免許種別に、免許・資格欄に記載した授業科目から24単位以上を履修する。

※授業は、多様なメディアを利用し、同時双方向又はオンデマンドにより教室等以外の場所で行うことができる。

※各科目の担当教員はHPで確認すること。

(4) 英語・英語教育研究専攻（修士課程）

区分	授業科目	単位数	必選別	免許・資格	備考
英語教育分野	小学校英語教育特論	4	選	中・高専	
	英語教育実践特論Ⅰ	4	選	中・高専	
	英語教育実践特論Ⅱ	4	選	中・高専	
	第二言語習得研究Ⅰ	4	選	中・高専	
	第二言語習得研究Ⅱ	4	選	中・高専	
	英語技能指導法演習	4	選	中・高専	
	国際英語技能指導法研究	4	選	中・高専	
	英語教育課程特論	4	選	中・高専	
	英語教育評価特論	4	選	中・高専	
	英語教育リサーチメソッド	4	選	中・高専	
英語・英語文学分野	メディア教育研究	4	選	中・高専	
	英語学特論	4	選	中・高専	
	英語学研究	4	選	中・高専	
	英文学特論	4	選	中・高専	
	米文学特論	4	選	中・高専	
	英文学研究	4	選	中・高専	
	米文学研究	4	選	中・高専	
	英米文化研究	4	選	中・高専	
	歴史言語学特論	4	選	中・高専	
共通分野	異文化コミュニケーション研究	4	選	中・高専	
	英語論文技法演習	4	選	中・高専	
研究指導	特別研究	4	必		

※教職課程については、免許種別に、免許・資格欄に記載した授業科目から24単位以上を履修する。

※授業は、多様なメディアを利用し、同時双方向又はオンデマンドにより教室等以外の場所で行うことができる。

※「英語論文技法演習」の担当教員は年度により交替制となることがある。

※「英語教育実践特論Ⅰ・Ⅱ」、「第二言語習得研究Ⅰ・Ⅱ」は隔年開講。

※各科目の担当教員はHPで確認すること。

## (5) 臨床心理学専攻（修士課程）

区分	授業科目	単位数	必選別、免許・資格			備考
			臨床心理士必選別	公認心理師必選別及び科目分野	教免	
臨床心理学基礎分野	臨床心理学特論	4	必		高専	
	臨床心理学面接特論Ⅰ (心理支援に関する理論と実践)	2	必	選⑦	高専	
	臨床心理学面接特論Ⅱ	2	必		高専	
	臨床心理学査定演習Ⅰ (心理的アセスメントに関する理論と実践)	2	必	選⑥	高専	
	臨床心理学査定演習Ⅱ	2	必		高専	
	臨床心理学基礎実習	(2)	必		高専	
	臨床心理学実習Ⅰ (心理実践実習)	(1)	必	必⑩	高専	
	臨床心理学実習Ⅱ (多様な形式のスーパービジョンを含む)	(1)	必		高専	
臨床心理学専門分野	臨床心理学統計法特論	4	選(A群科目)		高専	
	臨床心理学研究法特論	2	選(A群科目)		高専	
	人格心理学特論	2	選(B群科目)		高専	
	認知心理学特論	2	選(B群科目)		高専	
	社会病理学特論 (司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開)	2	選(C群科目)	選④	高専	
	家族心理学特論 (家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践)	2	選(C群科目)	選⑧	高専	
	精神医学特論 (保健医療分野に関する理論と支援の展開)	2	選(D群科目)	必①	高専	
	心身医学特論 (保健医療分野に関する理論と支援の展開)	2	選(D群科目)	必①	高専	
	障がい児・者心理学特論 (福祉分野に関する理論と支援の展開)	2	選(D群科目)	選②	高専	
	グループ・アプローチ特論	2	選(E群科目)		高専	
	学校臨床心理学特論 (教育分野に関する理論と支援の展開)	2		選③	高専	
	発達臨床心理学特論	2	選(E群科目)		高専	
	産業心理学特論 (産業・労働分野に関する理論と支援の展開)	2		選⑤	高専	
	生徒指導・教育相談・キャリア教育 (心の健康教育に関する理論と実践)	2		選⑨	高専	
研究指導	特別研究	4	必			

※臨床心理学専門分野では、必修8科目の他、A群科目からE群科目の5群それぞれ1科目2単位以上を必ず履修する。

※公認心理師については、①～⑩の科目分野に含まれる科目を少なくとも1科目ずつ履修していれば、受験資格が得られる。(①はいずれか1科目必修)

※教職課程については、免許種別に、教免欄に記載した授業科目から24単位以上を履修する。

※授業は、多様なメディアを利用し、同時双方向又はオンデマンドにより教室等以外の場所で行うことができる。

※各科目的担当教員はHPで確認すること。

## (6) 教育福祉学専攻（修士課程）

区分	授業科目	単位数	必選別	免許・資格	備考
生涯学習・社会教育分野	生涯学習学特論	2	選	高専	
	生涯学習学演習	2	選	高専	
	社会教育学特論	2	選	高専	
	人間教育学特論	2	選	高専	
	教育福祉学特論	2	選	高専	
	学校カウンセリング演習	2	選	高専	
社会福祉学分野	障がい者教育特論	2	選	高専	
	社会福祉学特論Ⅰ	4	選	高専	
	社会福祉学特論Ⅱ	2	選	高専	
	社会福祉学特論Ⅲ	2	選	高専	
	精神保健福祉特論	4	選	高専	
	スクールソーシャルワーク特論	2	選	高専	
心理学分野	現代家族法特論	2	選	高専	
	発達心理学特論	4	選	高専	
	臨床心理学特論	2	選	高専	
	心理学特論	2	選	高専	
	教育評価・測定法	2	選	高専	
	検査法演習	2	選	高専	
研究法分野	高齢者心理学特論	2	選	高専	
	社会調査法Ⅰ	2	選	高専	
	社会調査法Ⅱ	2	選	高専	
	心理学研究法Ⅰ	2	選	高専	
	心理学研究法Ⅱ	2	選	高専	
研究指導	特別研究	10	必		

※教職課程については、免許種別に、免許・資格欄に記載した授業科目から24単位以上を履修する。

※授業は、多様なメディアを利用し、同時双方向又はオンデマンドにより教室等以外の場所で行うことができる。

※各科目の担当教員はHPで確認すること。

(7) 人間生活学専攻 (博士課程)

区分	授業科目	単位数	必選別	備考
心理臨床学分野	発達臨床心理学特論	2	選	
	臨床心理学特論	2	選	
	カウンセリング特論	2	選	
	心理療法特論	2	選	
	統計解析特論	2	選	
人間発達学分野	睡眠行動科学特論	2	選	
	発達教育心理学特論	2	選	
	発達保健学特論	2	選	
	発達栄養学特論	2	選	
	人類遺伝学特論	2	選	
	保育学特論	2	選	
	育児支援学特論	2	選	
生活環境学分野	臨床保育学特論	2	選	
	児童教育学特論	2	選	
	衣生活環境学特論	2	選	
	衣生活文化特論	2	選	
	生命情報学特論	2	選	
	住生活環境学特論	2	選	
	生物環境学特論	2	選	
生活材料学分野	児童文化環境学特論	2	選	
	児童環境学特論	2	選	
	衣生活材料学特論	2	選	
	食品材料評価学特論	2	選	
	食品材料利用学特論	2	選	
	機能性食品素材開発学特論	2	選	
	分子生物学特論	2	選	
	生体材料学特論	2	選	
	酵素学特論	2	選	

区分	授業科目	単位数	必選別	備考
生活管理学分野	被服管理学特論	2	選	
	臨床栄養管理学特論	2	選	
	代謝栄養管理学特論	2	選	
	健康管理学特論	2	選	
	食品管理学特論	2	選	
	生活情報処理特論	2	選	
	病態代謝管理学特論	2	選	
	口コモ・フレイル特論	2	選	
	リハビリテーション科学特論	2	選	
	地域健康特論	2	選	
研究指導	医工学健康増進特論	2	選	
	特別研究		必	

※授業は、多様なメディアを利用し、同時双方向又はオンデマンドにより教室等以外の場所で行うことができる。

※各科目の担当教員はHPで確認すること。

#### (8) 大学院共通科目（修士課程・博士課程）

区分	授業科目	単位数	必選別	備考
共通分野	論文作成のための統計解析入門	2	選	
	プレゼンテーション論	2	選	
	アカデミック・ライティング	2	選	

※授業は、多様なメディアを利用し、同時双方向又はオンデマンドにより教室等以外の場所で行うことができる。

※各科目の担当教員はHPで確認すること。

## 12 授業科目の講義内容

各専攻の講義内容については、大学院 HP に掲載しています。

講義内容（シラバス）



## 13 令和7年度 大学院客員教授名簿

井 森 澄 江	石 田 淳 一	石 塚 倫 子	及 川 郁 子
大 熊 保 彦	大 澤 力	木 元 幸 一	近 喰 ふじ子
佐 藤 晓 子	清 水 順 市	相 馬 誠 一	藤 井 建 夫
松 岡 洋 子	峯 木 眞知子	宮 尾 茂 雄	宮 島 祐
森 俊 夫	山 本 和 人		

## 14 履修方法及び研究指導

### 1. 指導教員・研究指導

- (1) 研究科委員会は各学生ごとに指導教員を定める。
- (2) 指導教員は原則として当該専攻の教授とする。
- (3) 新入生は、1年次の4月に研究指導教員を定め、原則としてその教員のもとで修士論文・課題研究成果の作成指導（研究指導）を受ける。

### 2. 単位の取得

- (1) 修士課程においては研究指導の所定単位を含め履修授業科目について30単位以上の科目を取得しなければならない。（英語・英語教育研究専攻においては、所属分野（英語教育、英語・英語文学）のいずれかの2科目（8単位）を含めて、30単位以上取得しなければならない。）  
博士後期課程においては所定の授業科目について6単位以上の科目を取得しなければならない。
- (2) 履修しようとする授業科目はあらかじめ指導教員の指導を受けて選定し、毎年度始めに大学院事務に登録しなければならない。  
年度の途中において①登録した科目は、それを変更したり、その履修を中止することはできない。②登録しない科目の単位は取得できない。
- (3) 研究科委員会において、教育研究上有益と認めるときは、8単位を限度として他の専攻の授業科目を履修させ、これを修士の取得単位30単位の中に含めることができる。
- (4) 年度の始めに修学上の履修計画を立てるためオリエンテーションを実施する。

### 3. 授業期間および授業時間

- (1) 本大学院の授業期間は、下記のとおりである。  
前期 4月1日より9月23日まで  
後期 9月24日より翌年3月31日まで
- (2) 授業の時間は、下記の時間帯によっておこなう。  
〈板橋校舎〉

時限	第1時限	第2時限	第3時限	第4時限	第5時限	第6時限
時間	9：00 ～10：40	10：55 ～12：35	13：25 ～15：05	15：20 ～17：00	17：15 ～18：55	19：10 ～20：50
						第院6時限
						18：10 ～19：50

## 4. 単位制

(1) 本大学院における授業科目の履修は、大学院設置基準に定められた単位制に基づいている。

単位制とは、各授業科目ごとに一定の基準で定められた単位を取得する制度である。

また、単位とは、学修時間を表す名称であって、その修得は、個々の科目についての所定時間を履修し、試験その他の方法により合格と判定されたとき、初めて達成される。この単位の集積をもって修了の単位を満たしていくことになる。

したがって、単位制は、修了要件を満たしていくうえでの基本的な条件であるので、誤りのない理解を得ておくことが求められる。

(2) 修士論文・課題研究・博士論文は、修了要件であり、各専攻所定の単位に換算される。

## 5. 試験・成績

(1) 履修した授業科目について試験を行う。

試験の方法は筆記試験、口述試験、論文試験（レポート）などとする。

(2) 授業時数の3分の2以上の出席がない科目の受験は認められない。

(3) 病気など止むを得ない理由で試験を欠席した者には追試験を行う。追試験の願出には、正規の試験を受験できなかった理由を証明する書類が必要である。

(4) 成績の評価は、優(100点～80点)、良(79点～70点)、可(69点～60点)、不可(59点以下)に分け、優、良、可を合格、不可を不合格とする。

(5) 成績については、半期ごとに通知する。

## 15 学位論文・課題研究成果

### 修士課程

#### 1. 学位論文・課題研究成果

修士論文（以下「論文」という。）・課題研究成果（以下「成果」という。）は、大学院における修士課程を修めた証しと考えられ、本学大学院学則第33条に示されているように、「大学院に2年以上在学し、履修授業科目について30単位以上を取得し、かつ必要な研究指導を受けた後、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査および最終試験に合格すること」が修士課程の修了要件とされている。

論文・成果の提出資格は、「修士課程に2年以上在学し、30単位以上を取得し、必要な研究指導を受けた者」とされている。

論文・成果の作成に関しては1年次から構想し、論文・成果の内容は、課程修了にふさわしいものでなければならない。論文・成果の作成から審査までの流れは以下に記述するとおりである。論文・成果審査等の日程（予定）はP37参照。具体的な論文・成果提出スケジュールは、論文・成果提出年度に大学院事務から配付される。

なお、研究指導科目で特別研究を履修するものは、修士論文を作成し、研究指導科目で特別研究以外を履修するもの（特別研究・制作で制作を行うもの含）は、修士研究成果報告書を作成する。また、修士論文・課題研究成果、論文・成果、修士論文・修士研究成果報告書等の記載については、特別研究履修者は修士論文、論文、特別研究以外の履修者は修士研究成果報告書、課題研究成果、成果に読み替えて作成すること。

造形学専攻の制作において、成果物の実物を提出することが困難な場合は、本大学院要覧の  
3. 提出要領 4. 作成要領 5. 内容の公表 6. 審査 7. 日程等の取扱に加えて、8. 造形学専攻申合（P38）によることとする。

#### 2. 論文・成果題目提出

##### (1) 論文・成果題目の届出

論文・成果の題目は、「論文・成果題目届」に研究指導教員と専攻主任の承認印を得て、締切期日までに、大学院事務に提出する。

##### (2) 論文・成果題目の変更

論文・成果題目は、①論文・成果中間発表 ②論文・成果提出の際の2回変更することができる。題目変更是「論文・成果題目変更届」に研究指導教員と専攻主任の承認印を得て、締切期日までに、大学院事務に提出する。

### 3. 論文・成果提出要領

論文・成果（論文・成果概要含む）1編3部（正体1部・副本2部以上 合計審査委員数分）をレバーファイルにはさんで、「修士論文・研究成果審査申請書」1部とともに論文・成果提出締切期日までに大学院事務に提出する。最終的に提出された論文・成果は製本するので、原稿に穴をあけないこと。審査申請書、概要書、論文表紙の書式データと、レバーファイルは大学院事務から配付する。

※造形学専攻の制作においては、「8. 造形学専攻申合（P38）」を参照すること。

指定された期日までに提出されない論文・成果は受理しない。（早めに提出するよう心掛けること）但し、特別の理由があるときは、研究科委員会の議を経て受理することがある。

また、論文・成果審査の際に必要と認められる論文・成果の訳文、その他の関係資料を提出させることがある。

### 4. 論文・成果作成要領

論文・成果は下記に従い、過去に作成された論文等を参考にして作成する。造形学専攻の制作・成果要旨提出者を除き原則として白黒印刷となる。

#### (1) 論文・成果の体裁

- 1) 表紙（レバーファイル表面にセロテープで貼付）
- 2) 論文・成果概要書
- 3) 白紙
- 4) 中表紙
- 5) 目次（ローマ数字小文字でページ番号をつける）
- 6) 論文・成果本体（アラビア数字でページ番号をつける）
- 7) 最後に白紙を入れる

#### (2) 論文・成果の書式

- 1) 表紙記載様式（中表紙も同形式）

和文の場合

令和 年度 修士論文 ※1
修士研究成果報告書
（題目）
東京家政大学大学院
人間生活学総合研究科
専 攻 名
（院生氏名）
指導教員（氏名）教授

英文で  
作成する場合

(Title:)
A Thesis Presented to the Graduate School of Tokyo Kasei University
In Partial Fulfillment of the Requirements for the Degree of Master of Arts
by
(Name)
Thesis Supervisor : Professor
(Name)
(Date)

※1 和文・英文とも、表題は、論文・報告書のいずれか1つを記載する。

## 2) 論文・成果概要書（論文・成果と同時に提出）

【児童学児童教育学専攻、健康栄養学専攻、造形学専攻】

形 式：A4判、横書き、1枚

字 数：30字×25行

英語の場合 (300～750 words)

文字サイズ：12 ポイント

ペー ジ 数：1ページ

フ ォ ン ト：MS明朝（日本語）

Times New Roman（英語）

※2 表題は、論文・成果のいずれか1つを記載する。

修士論文概要書 修士研究成果概要書 ※2		
所属	人間生活学総合研究科 専攻	氏名
題目		

東京家政大学大学院

## 【英語・英語教育研究専攻】

形 式：A4判、横書き

字 数：30字×25行

日本語の場合 (500～1000字)

英語の場合 (300～600 words)

ペー ジ 数：1～2ページ

文字サイズ：12 ポイント

フ ォ ン ト：MS明朝（日本語）

Century（英語）

## 【臨床心理学専攻、教育福祉学専攻】

形 式：A4判、横書き

字 数：30字×25行

日本語の場合 (500字)

ペー ジ 数：1ページ

文字サイズ：12 ポイント

フ ォ ン ト：MS明朝（日本語）

Century（英語）

※題目欄は本論が英文のときは英文タイトルを上に、

日本語のときは日本語を上にする。

## 3) 論文・成果の本体

【児童学児童教育学専攻, 健康栄養学専攻, 造形学専攻】

指導教員の指導に従う。

【英語・英語教育研究専攻】

原則として英語で書く。

なお、英語の場合も日本語の場合も目次、Acknowledgement、謝辞はページ数に入れない。

(英語の場合)

形式と分量……A4判 1行65字位（図表を入れる場合はこの限りではない）、

1ページ25行、30ページ以上。

フォントは日本語MS明朝、英語はCenturyとし、サイズは12ポイントとする。

執筆の仕方……指導教員の指導に従う。なお、以下の文献を参照のこと。

Joseph Gibaldi, *MLA Handbook for Writers of Research Papers*:

6th ed., The Modern Language Association of America, 2005

J.ジバルディ著、原田敬一監修、樋口昌幸訳編『MLA英語論文の手引』

第6版、北星堂書店

(日本語の場合)

形式と分量……A4判 横書き1行32字、25行、25ページ以上。

執筆の仕方……指導教員の指導に従う。

【臨床心理学専攻、教育福祉学専攻】

形式と分量……日本語、A4判 横書き

原則として1ページ32字×25行(800字)、25ページ以上。

執筆の仕方……指導教員の指導に従う。

## 5. 論文・研究成果内容の公表

修士論文・研究成果を公にするため、論文・成果要旨を提出する。

論文・成果要旨は「大学院年報」に掲載される。

### (1) 論文・成果要旨の提出

提出物：A4用紙に印刷した原稿およびUSBメモリに収録したデジタルデータファイル

提出先：大学院事務

提出期限：令和9年1月上旬

令和7年配付予定「修士論文・研究成果に関するスケジュール」参照

なお、長期履修学生の提出日程は、修了予定年に読み替える。

校正：論文・成果要旨の校正は論文・成果執筆者が行う。日程は大学院事務から連絡する。

初校 初校については指導教員の了承を得ること

再校・校了 執筆者が最終校正を行う

\*校正は原則として、誤字・脱字等の訂正とする。

\*論文・成果要旨の書式データは大学院事務から配付する。

### (2) 論文・成果要旨の書式および原稿作成要領

【児童学児童教育学専攻、健康栄養学専攻、造形学専攻】

形式：A4判、横書き、4ページ

Microsoft Wordで、縦2段

字数：1行25字、1段46行、3字空き

英語の場合（200～300 words）

文字サイズ：9ポイント

フォント：MS明朝（日本語）

Times New Roman（英語）

【臨床心理学専攻、教育福祉学専攻】

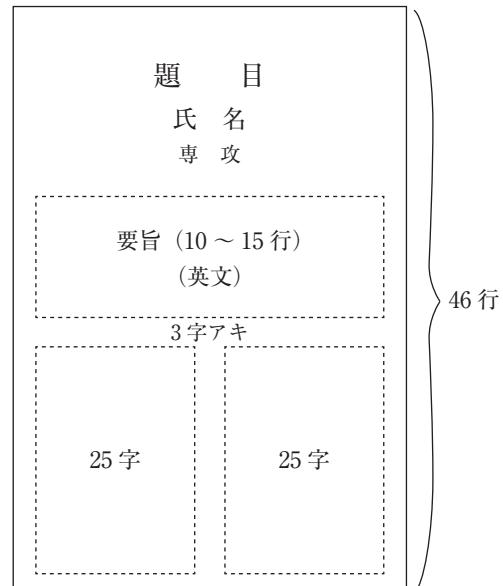
形式：A4判、横書き、6ページ

Microsoft Wordで、縦2段

文字サイズ：9ポイント

フォント：MS明朝（日本語）

Century（英語）



※英文アブストラクトを作成する。

## 【英語・英語教育研究専攻】

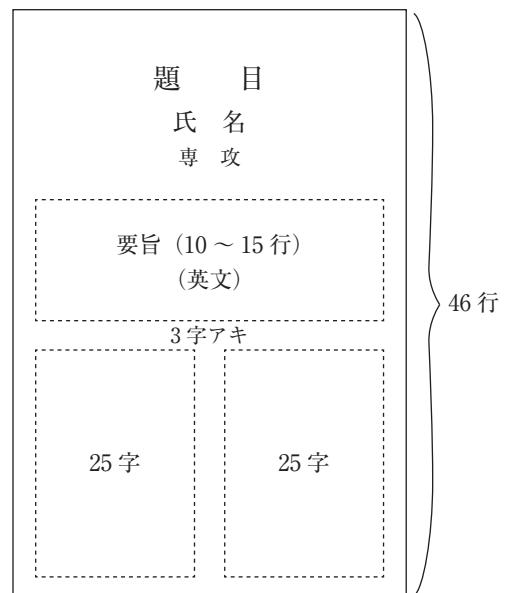
形 式：A4判、横書き、10ページ

日本語の論文の場合は英文アブストラクトを作成する。

文字サイズ：9ポイント

フォント：MS明朝（日本語）

Century（英語）



## 【各専攻共通事項】

パソコンの機能により、出来上がりが違ってくるが、適当な文字間隔を適宜設定すること。

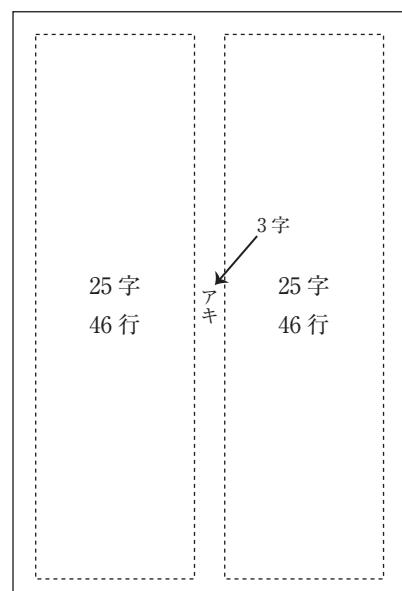
半ページ分は題目・氏名（和文、英文とも）英文要旨のスペースになるので、その分だけ本文を減らし、論文・成果要旨集を参考にすること。

なお、図や表は印刷された時の大きさを考慮して作成する。また、中の文字・数字・記号が小さくなり過ぎないように、線の太さ・濃淡についても注意する。

造形学専攻の制作・成果要旨提出者を除き原則として白黒印刷となる。

※造形学専攻の制作においては、「8. 造形学専攻申合(P38)」を参照すること。

2ページ目以降



※英語・英語教育研究専攻は  
2段組みにしない。

図のタイトルは図の下に、表のタイトルは表の上になること。

※図表の例

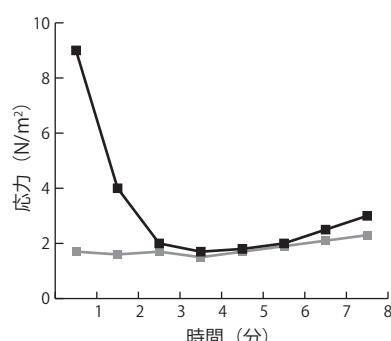


図1 揚げ時間の違いによる応力の変化

表1 茄で時間の違いによる破断応力の変化

茄で温度 (°C)	破断応力 $\times 10^2$ ( $N/m^2$ )
98	0.91
80	1.53

引用文献の番号は引用された順序に、当該箇所の右肩に上1/4倍角で、次のように入れること。

…の報告<sup>1)</sup>によれば

…の報告<sup>1) 2)</sup>によれば

…の報告<sup>1)～3)</sup>によれば

論文・成果の最後に謝辞を入れ、研究指導者全員の氏名および所属を記載する。

A4判用紙に印刷した原稿およびUSBメモリに収録したデジタルデータファイルを大学院事務に提出する。

## 6. 論文・成果審査等

### (1) 論文・成果審査、最終試験

・提出する論文・成果は1編とする。ただし、参考として他の論文・成果を添付することができる。また、審査に必要があるときは制作物等を提出させることがある。

※造形学専攻の制作においては、「8. 造形学専攻申合（P38）」を参照すること。

・論文・成果審査および最終試験は、研究科委員会の選出した審査委員が行う。

・審査委員は、指導教員を主査とし、これに当該論文・成果に関連のある授業科目の担当者2名以上を副査としてくわえ、審査委員会を構成する。

・論文・成果審査と最終試験は在学期間中におこなう。

※造形学専攻の制作においては、「8. 造形学専攻申合（P38）」を参照すること。

・最終試験は所定の単位を修得し、かつ論文・成果審査を合格した者に、論文・成果およびこれに関連のある研究領域について口述によって行う。

・論文・成果審査および最終試験の成績評価は、合格または不合格の評価をもって表す。

・審査委員会は、論文・成果審査および最終試験の結果に学位授与についての意見を付した審査報告書を研究科委員会に提出し、研究科委員会が学位授与の可否を判定する。

### (2) 論文・成果審査、最終試験の審査基準等

・論文・成果は、広い視野に立って精深な学識を修め、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を有する職業等に必要な高度の能力を示すものでなければならない。

・提出された論文・成果は、研究としてのオリジナリティ、資料の適切性、倫理性、表現の適切性、創造性などを基準に審査する。

・論文・成果提出者は、学内外の学会・研究会ほか公の場において発表する機会をもち、研究についての批評を受けるよう努めなければならない。

・論文・成果提出者は、公開論文・成果発表会で論文・成果内容を発表しなければならない。

### (3) 公開論文・成果発表会等

・論文提出者は、公開論文発表会で論文を発表しなければならない。

・論文・成果提出者は、学会・研究会ほか公の場において発表する機会をもち、研究についての批評を受けるよう努めなければならない。

※造形学専攻の制作においては、「8. 造形学専攻申合（P38）」を参照すること。

## 7. 令和7年度入学生 修士論文・研究成果審査等に関する日程（予定）

項目	日 程	内 容
1. 論文・成果題目届の提出締切	※1	大学院生は、論文・成果題目届1通を作成し、大学院事務に提出する。
2. 論文・成果題目変更届の提出締切	中間発表時 論文等提出時	論文・成果題目を変更しようとする学生は、論文・成果を提出する年度の①中間発表時②論文等提出時に所定の手続をとらなければならない。 (2回変更可)
3. 論文・成果中間発表会の開催	※2	大学院生は論文・成果を提出する年度に論文・課題研究の中間発表を行い、研究内容・方法等について、専攻教員等の批評を受けなければならない。
4. 論文予備審査発表会の開催（臨床心理学専攻）	11月頃	臨床心理学専攻の大学院生は、論文提出年度に論文予備審査発表を行い、研究内容・方法等について、専攻教員等の批評を受けなければならない。
5. 論文・成果の提出	令和9年 1月上旬	大学院生は、論文・成果審査申請書1通を添えて論文・成果1篇3通（正本1通、副本2通以上合計審査委員数分）及び論文・成果概要書3通を大学院事務へ提出する。 ※4
6. 論文・成果審査委員会の設置及び論文・成果審査の開始	11月上旬 1月下旬 ※4	研究科委員会は、論文・成果ごとに審査委員を選出し審査委員会を設け、論文・成果審査を開始する。専攻主任は、審査委員の氏名（修士論文・研究成果審査委員名簿）を大学院事務へ提出する。
7. 論文・成果発表会の開催	2月上旬	審査委員会は、論文・成果発表会を開催する。開催場所及び時間等はあらかじめ関係教員及び大学院生に周知する。
8. 最終試験の実施	2月上旬	最終試験実施の場所及び時間等は研究科委員会で定める。専攻主任は、試験実施に必要な事項をあらかじめ大学院生に周知する。
9. 論文・研究成果審査及び最終試験の結果の報告	2月上旬	審査委員会は、論文・研究成果審査及び最終試験の結果を、修士論文・研究成果審査報告書により、研究科委員会に提出する。
10. 課程修了の認定及び学位授与の可否の決定	2月中旬	研究科委員会は、課程修了の認定及び学位授与の可否について審議・議決する。
11. 議決結果の学長への報告	2月中旬	研究科長は、議決の結果を文書で学長に報告する。
12. 学位授与式	3月18日	学位記授与

※1 児童学児童教育学専攻、健康栄養学専攻、造形学専攻は、令和7年5月上旬  
英語・英語教育研究専攻、臨床心理学専攻、教育福祉学専攻は、令和7年9月上旬

※2 児童学児童教育学専攻、健康栄養学専攻、造形学専攻は、令和8年4月上旬  
臨床心理学専攻は、令和8年5月下旬  
教育福祉学専攻は、令和8年7月下旬  
英語・英語教育研究専攻は、令和8年7月頃

※3 長期履修学生の中間発表、題目変更、論文等提出以下の日程は、論文等の提出予定年に読み替える。

※4 造形学専攻の制作においては、「8. 造形学専攻申合（P38）」を参照すること。

なお、具体的なスケジュールは、大学院事務から配付される。

## 8. 大学院「特別研究・制作」学位論文・研究成果審査（および最終試験）についての申合（造形学専攻）

	論文	制作・成果
提出物 ①	◆ 論文要旨 4p 1部 (モノクロデータ提出)	◆ 制作・成果要旨 4p 1部 (データ提出)
提出物 ②	◆ 論文審査申請書 1部 ◆ 論文 1編 3部	◆ 研究成果報告書審査申請書 1部 ◆ 研究成果報告書 1編 3部 ◆ 制作・成果  ※ 制作・成果の実物を大学院事務に提出が困難な場合は、提出締切以前に完成し、発表したことが証明できる資料（プログラム、出展目録、チラシおよび発表の様子を記録したデジタルデータ等）を研究成果報告書に添付する。
	1 表紙 2 論文・成果概要 3 白紙 4 中表紙 5 目次 6 論文 7 白紙	◆ 制作・成果は学内外発表場所（個展会場など）で発表する。  ※ 作品の内容がわかる制作・成果についての研究成果報告書を提出する。形式は研究指導教員の指導に従う。
審 査	1 論文査読 2 口頭発表 3 最終試験	1 制作・成果の審査 審査員は、学内外発表場所で審査を行う。 2 口頭発表 3 最終試験  ※ 専攻は、学内外の発表以前に制作・成果の審査委員会を設置できるよう、審査員名簿を研究科委員会に報告する。

※ 制作・研究の内容により必要な場合は、要旨・レポートのカラーデータによる提出及び出力可

## 博士課程

### 1. 学位論文

博士論文（以下「論文」という）は、大学院における博士課程を修めた証しと考えられ、本学大学院学則第33条第2項に示されているように、「大学院に3年以上在学し、所定の授業科目について6単位以上を取得し、かつ必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格すること」が博士課程の修了要件とされている。

論文の提出資格は、「博士課程に3年以上在学し、6単位以上を修得し、必要な研究指導を受けた者」（本学大学院学位規程第4条第2項）とされている。

論文の作成に関しては1年次から構想し、論文内容は、課程修了にふさわしいものでなければならない。論文作成から審査までの流れは以下に記述するとおりである。

論文審査等の日程（予定）はP45参照。具体的な論文提出スケジュールは、論文提出年度に大学院事務から配付される。

### 2. 論文題目提出

#### (1) 論文題目の提出

論文の題目は、「論文題目届」に研究指導教員と専攻主任の承認印を得て、締切期日までに、大学院事務に提出する。

#### (2) 届出論文題目の変更

論文題目は、①論文中間発表、②論文提出の際の2回変更することができる。題目変更は「論文題目変更届」に研究指導教員と専攻主任の承認印を得て、締切期日までに、大学院事務に提出する。

### 3. 論文提出要領

博士論文審査の申請要件としては、博士論文に関わる筆頭原著論文（有審査論文）1編以上を有していなければならない。

#### (1) 予備審査

博士の学位を申請しようとする者は、所定の期日までに予備審査を受けなければならない。11月から1月までに審査委員5名程度による予備審査委員会が開催され、研究内容のプレゼンテーションと質疑応答、および論文査読をもとに予備審査の合否が判定される。

#### (2) 論文の提出

学位論文、1篇3部以上（正本1部・副本3部以上 合計審査委員数分）を、レバーファイルにはさんで提出する。最終的に提出された論文を製本するので、原稿に穴をあけないこと。また、博士（学位）論文概要書（和文、英文）、履歴書および論文目録を各3部以上 合計審査委員数分と博士（学位）申請書1部を論文提出年度の締切期日までに大学院事務に提出する。

指定された期日までに提出されない論文は受理しない。但し、特別の理由があるときは、研究科委員会の議を経て受理することがある。

また、論文審査の際に必要と認められる論文の関係資料を提出させることがある。

## 4. 論文作成要領

論文は下記に従い、過去に作成された論文等を参考に作成する。研究の内容により必要な場合は、カラー印刷可。

### (1) 論文の体裁

- 1) 表紙（レバーファイル表面にセロテープで貼付）
- 2) 論文概要（和文・英文ともに）
- 3) 白紙
- 4) 中表紙
- 5) 目次（ローマ数字小文字でページ番号をつける）
- 6) 論文本体（アラビア数字でページ番号をつける）
- 7) 最後に白紙を入れる

### (2) 論文の書式

- 1) 表紙（中表紙も同形式）

令和 年度 学位論文
（題目）
東京家政大学大学院 人間生活学総合研究科 専攻名
（学位申請者氏名）
指導教員（氏名）教授

- 2) 論文の本体

形 式：A4判、横書き

字 数：30字×25行

文字サイズ：12ポイント

フォント：MS明朝（日本語）

Times New Roman（英語）

執筆の仕方：指導教員の指導に従う。

参考文献の書き方：指導教員の指導に従う。

博士（学位）論文 概要書

報告番号		学位申請者	
論文題目			

論文審査	氏名	職名	氏名	職名
審査委員				

## 5. 論文概要書（和文・英文）

形 式：A4判、横書き

字 数：日本語の場合 2,500字程度

英語の場合 1,000 words程度

文字サイズ：11ポイント

フォント：MS明朝（日本語）

Times New Roman（英語）

## 6. 履歴書

形 式：A4判、横書き  
文字サイズ：10.5ポイント  
フォント：MS明朝（日本語）  
Times New Roman（英語）

履歴書			
東京家政大学大学院			
氏名		性別	生年月日 昭和 年 月 日 (満歳)
現住所		本籍地	
学歴（高等学校卒業以降）			
年	月	日	
年	月	日	
年	月	日	
年	月	日	
年	月	日	
年	月	日	
研究歴			
年	月	日	
年	月	日	
年	月	日	
職歴			
年	月	日	
年	月	日	
年	月	日	
賞罰			
上記のとおり相違ありません			
令和	年	月	日 氏名 印

## 7. 論文目録

形 式：A4判、横書き  
文字サイズ：10.5ポイント  
フォント：MS明朝（日本語）  
Times New Roman（英語）

論文目録			
令和 年 月 日	東京家政大学大学院		
博士後期課程 研究科 人間生活学専攻	学籍番号 年度入学	学位申請者 氏名	印
学位論文			
1. 領題			
2. 印刷公表の方法及び時期			
3. 冊数			
参考文献 (発表の年代順に、それぞれ題目、印刷公表の方法及び時期、冊数を記入して下さい。)			

## 8. 論文内容の公表

本学が博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3ヶ月以内に論文の要旨及び論文審査の要旨をインターネットの利用により公表する。

博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表するものとする。ただし、当該学位を授与される前に既に公表したときは、この限りではない。上記にかかわらず、博士の学位を授与された者は、①立体形状による表現を含む ②著作権や個人情報に係る制約 ③出版刊行（予定）④学術ジャーナルへの掲載（予定）⑤特許の申請（予定）等のやむを得ない事由がある場合には、本学大学院の承認を得て、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したもの公表することができる。この場合本学大学院は、その論文の全文を求めて応じて閲覧に供するものとする。

博士の学位を授与された者の論文の全文公表、要約公表については、本学の図書館が運営する「東京家政大学機関リポジトリ」によりインターネット公表するものとする。なお「東京家政大学機関リポジトリ」に登録することで、国立国会図書館のサイトに自動的に論文データが収集され、国立国会図書館においてもインターネット公表となる。

## 博士（甲）

### （1）論文要旨の提出

提出物：A4用紙に印刷した原稿およびUSBメモリに収録したデジタルデータファイル

提出先：大学院事務

提出期限：令和10年1月上旬

令和8年配付予定「博士論文に関するスケジュール」参照

校正：論文要旨の校正是論文執筆者が行う。日程は大学院事務から連絡する。

初校 初校については指導教員の了承を得ること。

再校・校了 執筆者が最終校正を行う。

\*なお、校正は原則として、誤字・脱字等の訂正とする。

### （2）論文要旨集の書式および原稿作成要領

形式：A4判、横書き

字数：45字×40行

英語の場合 1,000 words程度

文字サイズ：10.5ポイント

フォント：MS明朝（日本語）

Times New Roman（英語）

### （3）インターネット公表に関する手続

#### a. 『博士論文のインターネット公表（機関リポジトリ登録）確認書』

事前確認するため、「博士論文のインターネット公表（機関リポジトリ登録）確認書」を論文提出年度の1月に大学院事務へ提出する。

インターネット公表に係る著作権については以下の確認事項があるので、東京家政大学機関リポジトリ及び、同時に国立国会図書館のWebサイトから公開されることを明示して、各自、文書（メール含む）で同意、許諾を得ること。学会・出版社によっては、一定期間インターネット公表できない場合があるので、公表可能な日付も確認すること。

1. 共著者がいる場合、同意を得る。
2. 図版、写真等が挿入されて、その著者がいる場合、同意を得る。
3. 図書として出版した、あるいはその予定がある場合、出版社に許諾を得る。
4. 学術雑誌等に論文が掲載された、あるいはその予定がある場合、学会・出版社に許諾を得る。

参考：学会・出版社の著作権関係

国内 学協会著作権ポリシーデータベース <https://jpcoar.repo.nii.ac.jp/records/216>

海外 SHERPA/RoMEO <https://sherpa.ac.uk/romeo/>

b. 『東京家政大学機関リポジトリ登録依頼書（博士論文）』

学位授与決定後、研究科委員会で承認された公開の方法による「東京家政大学機関リポジトリ登録依頼書（博士論文）」に、①博士論文の要旨と論文審査の要旨 ②博士論文全文 ③博士論文要約（全文公表ができない場合作成提出する。全文公表する場合は作成提出不要。）をWord等及びPDFに変換した2つの電子ファイルでCD-RまたはDVD-Rに収めたものを添付して、論文提出年度の3月に大学院事務へ提出する。

電子ファイルは長期的な可読性、保存、アクセシビリティ確保の観点から以下の点を確認すること。

- ①機種あるいはベンダー依存の形式ではないこと
- ②外部情報源（外部フォント等）を参照していないこと
- ③暗号化、パスワードの設定、印刷制限等を行わないこと

- ※ 機関リポジトリに登録する際は図書館で、最終的にPDF/Aに変換し公表する。
- ※ インターネット公表に関する確認書、著作権関係同意書、機関リポジトリ登録依頼書の書式は、論文提出年度の9月に配付する。
- ※ 問合先：図書館事務室 repo@tokyo-kasei.ac.jp  
学修支援課大学院事務 daigakuin@tokyo-kasei.ac.jp

## 9. 論文審査等

### (1) 論文審査・最終試験

- ・提出する論文は1編とする。ただし、参考として他の論文を添付することができる。  
また、審査に必要があるときは制作物等を提出させことがある。
- ・論文の審査および最終試験は、研究科委員会の選出した審査委員が行う。
- ・審査委員は、指導教員を主査とし、これに当該論文に関連のある学内外の教員を副査としてくわえ、学内教員3名以上の5名による審査委員会を構成する。
- ・論文審査と最終試験は在学期間中におこなう。
- ・最終試験は所定の単位を修得し、かつ論文審査を合格した者に、論文およびこれに関連のある研究領域について口述によって行う。
- ・論文審査および最終試験の成績評価は、合格または不合格の評価をもって表す。
- ・審査委員会は、論文審査および最終試験の結果に学位授与についての意見を付した審査報告書を研究科委員会に提出し、研究科委員会が学位授与の可否を判定する。

**(2) 論文審査・最終試験の審査基準等**

- ・論文は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力及びその基礎となる学識を示すものでなければならない。
- ・提出された論文は、研究としてのオリジナリティー、資料の適切性、倫理性、表現の適切性、創造性などを基準に審査する。
- ・論文提出者は、学内外の学会・研究会ほか公の場において発表する機会をもち、研究についての批評を受けるよう努めなければならない。
- ・論文提出者は、公開論文発表会で論文内容を発表しなければならない。

## 10. 令和7年度入学生 博士論文審査等に関する日程（予定）

項目	日 程	内 容
1. 論文題目届の提出締切	令和7年5月上旬	大学院生は、1年次の初めに論文題目届1通を作成し、大学院事務に提出する。
2. 論文題目変更届の提出締切	中間発表時 論文等提出時	論文・成果題目を変更しようとする学生は、論文・成果を提出する年度の①中間発表時②論文等提出時に所定の手続をとらなければならぬ。(2回変更可)
3. 論文中間発表会の開催	令和9年4月初旬	大学院生は、論文を提出する年度に論文の中間発表を行い、研究内容・方法等について専攻教員等の批評を受けなければならない。
4. 論文予備審査委員会の設置・審査	令和9年10~12月	研究科委員会は審査員5名で構成される予備審査委員会を設置し、論文の予備審査を行い、論文提出の可否を判定する。
5. 論文の提出	令和10年1月上旬	大学院生は、指導教員の承認を得た後、論文審査申請書1通を添えて、論文1篇3部以上、論文概要書(和文2,500字程度、英文1,000 words程度)3部以上、履歴書3部以上、論文目録3部以上を専攻主任、研究科長を経て学長宛、大学院事務へ提出する。
6. 論文審査委員会の設置	1月中旬	学長は研究科長に対して、審査委員会の設置を指示、研究科長は論文毎に当該専攻の専任教員3名以上からなる審査委員会を設置する。主査には、指導教員があたる。
7. 論文審査の開始	1月中旬	審査委員会は審査スケジュールを定め、審査を開始する。
8. 論文発表会の開催	2月中旬	審査委員会は、公開論文発表会を開催する。研究科長は発表題目、場所及び時間等をあらかじめ関係大学等、関係教員及び学生に周知する。
9. 最終試験の実施	2月中旬	審査委員会は最終試験実施の場所及び時間等を定める。専攻主任は試験実施に必要な事項をあらかじめ学生に周知する。
10. 論文審査及び最終試験の結果の報告	2月中旬	審査委員会は論文審査及び最終試験の結果を博士論文審査報告書をもって当該専攻会議の議を経て研究科委員会に提出する。
11. 課程修了の認定及び学位授与の可否の決定	2月中旬	研究科委員会は、課程修了の認定及び学位授与の可否について議決する。
12. 議決結果の学長への報告	2月中旬	研究科長は、議決の結果を文書で学長に報告する。
13. 学位授与式	3月18日	学位記授与

## 課程によらない者の学位論文

### 1. 学位論文

本学大学院学則第33条第3項に示されているように、「博士課程を経ないで博士論文を提出して、大学院の行う審査に合格し、かつ博士課程を修了した者と同等以上の学力を有すると認められた者」にも博士の学位を授与することができる。

（なお、「本学大学院の博士課程に所定の年限以上在学し、所定の単位を修得して退学した者が、再入学しないで博士の学位の授与を申請する」者（学位規程第3条第4項）も本項の手続きに準拠する。）

### 2. 論文提出要領

論文審査の申請要件としては、①大学卒は研究歴10年以上、修士修了者は研究歴5年以上のこと。②本学の指導教員のもとでの研究生としての在籍1年以上のもの（実質的な本学教員の指導のもとで他機関での研究歴を有する場合は3年以上のもの）、もしくは本学教員との共同研究歴が3年以上のもの（本学の博士課程満期退学後3年以上の者も含む）であること。または、③本学の専任講師、専任准教授、専任教授の職歴が3年以上のこと。さらに、④学位論文に関わる筆頭原著論文は査読付き論文が3編以上（うち英文論文が1編以上あること、東京家政大学紀要の筆頭原著論文（有審査論文）以外は、原則有審査論文と認めない）の条件を満たすこと。なお、それぞれの期間の終了以降に審査要件を満たすものとする。

#### （1）博士学位論文（乙）提出願書および審査料

博士学位論文の提出を希望するものは、受入教員の承認を得て、博士学位論文提出願書を大学院事務に請求し、所定の期日までに審査料とともに提出、納付する。なお、以下の3), 4), 5) に該当する申請者の場合には、事前に研究科長が申請者と面談する。研究科長あるいは専攻主任会により申請が承認された場合、相談の上受入教員および審査委員を適宜選定する。

論文博士の学位授与申請者の審査料は以下のとおりである。

- 1) 本学博士課程を単位修得満期退学後3年を超えるもの 60,000円。
- 2) 本学専任教職員であるもの 150,000円。
- 3) 大学院研究生であったもの、または本学の学士卒・修士修了のものは 150,000円。
- 4) 前記のいずれにも当たらないもの 600,000円。

#### （2）予備審査

博士の学位を申請しようとするものは、所定の期日までに、予備審査を受けなければならぬ。論文修正等を考慮して、3ヵ月程度の期間が必要とされる。

12月までに、審査員5名（学内外の審査員を含む）で構成される予備審査委員会が開催され、研究内容のプレゼンテーションと質疑応答、及び予備審査委員会により論文提出の可否が判定される。

### (3) 論文題目の届出

論文の題目は、「論文題目届」に受入教員と専攻主任の承認印を得て、締切期日までに、大学院事務に提出する。

### (4) 論文の提出

本学大学院学位規程第5条に示されている。

学位論文、1篇3部以上（正本1部・副本3部以上）を、レバーファイルにはさんで提出する。最終的に提出された論文を製本するので、原稿に穴を開けないこと。また、博士（学位）論文概要書（和文、英文）、履歴書および論文目録3部以上と、博士（学位）申請書1部を論文提出締切日時までに大学院事務に提出する。

指定された日時までに提出されない論文は受理しない。

また、論文審査の際に必要と認められる論文の関係資料を提出させることがある。

### 3. 論文作成要領

論文は下記に従い、過去に作成された論文等を参考に作成する。研究内容により必要な場合は、カラー印刷可。

#### (1) 論文の体裁

- 1) 表紙（レバーファイル表面に貼付）
- 2) 論文概要（和文・英文ともに）
- 3) 白紙
- 4) 中表紙
- 5) 目次（ローマ数字小文字でページ番号をつける）
- 6) 論文本体（アラビア数字でページ番号をつける）
- 7) 最後に白紙を入れる

#### (2) 論文の書式

- 1) 表紙（中表紙も同形式）

令和 年度 学位論文
（題目）
東京家政大学大学院 人間生活学総合研究科 専攻名
（学位申請者氏名）
指導教員（氏名）教授

- 2) 論文の本体

形 式：A4判、横書き  
字 数：30字×25行  
文字サイズ：12ポイント  
フォント：MS明朝（日本語）  
Times New Roman（英語）  
執筆の仕方：指導教員の指導に従う。  
参考文献の書き方：指導教員の指導に従う。

博士（学位）論文 概要書

報告番号		学位申請者	
論文題目			

### 4. 論文概要書（和文・英文）

形 式：A4判、横書き  
字 数：日本語の場合 2,500字程度  
英語の場合 1,000 words 程度  
文字サイズ：11ポイント  
フォント：MS明朝（日本語）  
Times New Roman（英語）

注 和文 2500字程度 英文 1000語程度 東京家政大学大学院

## 5. 履歴書

形 式：A4判、横書き、1枚

文字サイズ：10.5ポイント

フォント：MS明朝（日本語）

Times New Roman（英語）

履歴書			
東京家政大学大学院			
氏名		性別	生年月日 昭和 年 月 日 (満歳)
現住所		本籍地	
学歴（高等学校卒業以降）			
年	月	日	
年	月	日	
年	月	日	
年	月	日	
年	月	日	
年	月	日	
研究歴			
年	月	日	
年	月	日	
年	月	日	
職歴			
年	月	日	
年	月	日	
年	月	日	
賞罰			
上記のとおり相違ありません			
令和	年	月	日 氏名 印

## 6. 論文目録

形 式：A4判、横書き

文字サイズ：10.5ポイント

フォント：MS明朝（日本語）

Times New Roman（英語）

論文目録	
令和 年 月 日	東京家政大学大学院
学位申請者 氏名	印
学位論文	
1. 題目	
2. 印刷公表の方法及び時期	
3. 冊数	
参考論文 (発表の年代順に、それぞれ題目、印刷公表の方法及び時期、冊数を記入して下さい。)	

## 7. 論文内容の公表

本学が博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3ヶ月以内に論文の要旨及び論文審査の要旨をインターネットの利用により公表する。

博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表するものとする。ただし、当該学位を授与される前に既に公表したときは、この限りではない。上記にかかわらず、博士の学位を授与された者は、①立体形状による表現を含む ②著作権や個人情報に係る制約 ③出版刊行（予定）④学術ジャーナルへの掲載（予定）⑤特許の申請（予定）等のやむを得ない事由がある場合には、本学大学院の承認を得て、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したもの公表することができる。この場合本学大学院は、その論文の全文を求めるに応じて閲覧に供するものとする。

博士の学位を授与された者の論文の全文公表、要約公表については、本学の図書館が運営する「東京家政大学機関リポジトリ」によりインターネット公表するものとする。なお「東京家政大学機関リポジトリ」に登録することで、国立国会図書館のサイトに自動的に論文データが収集され、国立国会図書館においてもインターネット公表となる。

### （1）論文要旨の提出

提出物：A4用紙に印刷した原稿およびUSBメモリに収録したデジタルデータファイル

提出先：大学院事務

提出期限：「博士論文（乙）に関するスケジュール」（大学院事務より配付）

校正：論文要旨の校正は論文執筆者が行う。日程は大学院事務から連絡する。

初校 初校については指導教員の了承を得ること。

再校・校了 執筆者が最終校正を行う。

\*なお、校正は原則として、誤字・脱字等の訂正とする。

### （2）論文要旨集の書式および原稿作成要領

形式：A4判、横書き

字数：45字×40行

英語の場合 1,000 words程度

文字サイズ：10.5ポイント

フォント：MS明朝（日本語）

Times New Roman（英語）

### （3）インターネット公表に関する手続

#### a. 『博士論文のインターネット公表（機関リポジトリ登録）確認書』

事前確認するため、「博士論文のインターネット公表（機関リポジトリ登録）確認書」を論文提出年度の1月に大学院事務へ提出する。

インターネット公表に係る著作権については以下の確認事項があるので、東京家政大学機関リポジトリ及び、同時に国立国会図書館のWebサイトから公開されることを明示して、各自、文書（メール含む）で同意、許諾を得ること。学会・出版社によっては、一定期間インターネット公表できない場合があるので、公表可能な日付も確認すること。

1. 共著者がいる場合、同意を得る。
2. 図版、写真等が挿入されて、その著作者がいる場合、同意を得る。
3. 図書として出版した、あるいはその予定がある場合、出版社に許諾を得る。
4. 学術雑誌等に論文が掲載された、あるいはその予定がある場合、学会・出版社に許諾を得る。

参考：学会・出版社の著作権関係

国内 学協会著作権ポリシーデータベース <https://jpcoar.repo.nii.ac.jp/records/216>

海外 SHERPA/RoMEO <https://sherpa.ac.uk/romeo/>

b. 『東京家政大学機関リポジトリ登録依頼書（博士論文）』

学位授与決定後、研究科委員会で承認された公開の方法による「東京家政大学機関リポジトリ登録依頼書（博士論文）」に、①博士論文の要旨と論文審査の要旨 ②博士論文全文 ③博士論文要約（全文公表ができない場合作成提出する。全文公表する場合は作成提出不要。）をWord等及びPDFに変換した2つの電子ファイルでCD-RまたはDVD-Rに収めたものを添付して、論文提出年度の3月に大学院事務へ提出する。

電子ファイルは長期的な可読性、保存、アクセシビリティ確保の観点から以下の点を確認すること。

- ①機種あるいはベンダー依存の形式ではないこと
- ②外部情報源（外部フォント等）を参照していないこと
- ③暗号化、パスワードの設定、印刷制限等を行わないこと

- ※ 機関リポジトリに登録する際は図書館で、最終的にPDF/Aに変換し公表する。
- ※ インターネット公表に関する確認書、著作権関係同意書、機関リポジトリ登録依頼書の書式は、論文提出年度の9月に配付する。
- ※ 問合先：図書館事務室 repo@tokyo-kasei.ac.jp  
学修支援課大学院事務 daigakuin@tokyo-kasei.ac.jp

## 8. 論文審査等

### （1）論文審査・学力確認の試問

提出する論文は1編とする。ただし、参考として他の論文を添付することができる。

また、審査に必要があるときは制作物等を提出させることがある。

- ・論文の審査および最終試験は、研究科委員会の選出した審査委員が行う。
- ・審査委員は、指導教員を主査とし、これに該当する論文に関連のある学内外の教員を副査としてくわえ、学内外教員5名による審査委員会を構成する。
- ・論文審査と学力確認の試問は論文を受理した日から1年以内におこなう。
- ・学力確認の試問は、論文に関連する専攻分野の科目及び外国語について、口頭又は筆答の試問の方法によって行う。
- ・本学大学院の博士課程に3年以上在学して退学した者が3年以内に博士論文の審査を申請する場合および学位申請者の学歴、業績等に基づいて学力の確認を行いうる場合は、学力確認の試問を免除することができる。
- ・論文審査および学力確認の試問の成績評価は、合格または不合格の評価をもって表す。
- ・審査委員会は、論文審査最終試験の結果に学位授与についての意見を付した審査報告書を研究科委員会に提出し、研究科委員会が学位授与の可否を判定する。

**(2) 論文審査・学力確認の試問の審査基準等**

- ・論文は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力及びその基礎となる学識を示すものでなければならない。
- ・提出された論文は、研究としてのオリジナリティー、資料の適切性、倫理性、表現の適切性、創造性などを基準に審査する。
- ・論文提出者は、学内外の学会・研究会ほか公の場において発表する機会をもち、研究についての批判を受けるよう努めなければならない。
- ・論文提出者は、公開論文発表会で論文内容を発表しなければならない。

## 16 大学院生研究助成制度

1. 人間生活学総合研究科に、大学院生の学会発表を奨励することを目的として、平成24年4月1日から、以下の大学院生研究助成制度を設ける。
  - 1) 大学院生が国内の学会で発表者（講演者）として学会に参加する場合、学会参加費、交通費（学割額）、宿泊費等を全額助成する。
  - 2) 大学院生が上記以外で国内の学会に参加する場合、学会参加費、交通費（学割額）、宿泊費等を年1回、5万円を限度として助成する。
  - 3) 大学院生が海外の学会で発表者（講演者）として学会に参加する場合、学部の基準に準じ、学会参加費については全額、交通費（学割額）、宿泊費等の旅費については50%以内を助成する。
  - 4) 助成する経費の範囲等については、国内出張規程（助手相当）に準じた学会参加費、交通費、宿泊費等の実費とする。なお、交通費は学割額とし、日当は除く。
  - 5) 造形学専攻在学生の制作における、審査のある国内の作品展への出品および大学院生個人による自主的な国内での作品展を、国内学会での発表相当とみなし、出品料、運搬費等を、学会参加費、交通費等と同様に研究経費助成の対象とする。  
審査のない国内の作品展への出品は、国内学会への参加と、審査のある海外の作品展への出品は、海外学会での発表とみなす。  
出品料、作品運搬費等の助成申請金額の妥当性については、必要に応じ助成金額の是正を行うことがある。
  - 6) 大学院生研究助成は、大学院生が所定の申請書に研究指導者の承認印を得て研究科長宛申請し、専攻主任会議、研究科委員会の承認により助成の可否を決定する。  
造形学専攻の出品料、運搬費等の助成金申請金額の妥当性は、専攻主任会議で検討し、研究科委員会で決定する。

### 2. その他

- 1) 2回目以降の国内学会参加経費、助成対象外の海外学会発表経費についても一定の予算枠内で経費助成される制度がある。
- 2) 研究助成等の経費申請書の記入方法、経費支払手続方法等については、別途、大学院事務から連絡する。

## 17 教職課程の履修

大学において高等学校教諭（家庭）、（美術）、（英語）、（公民）・中学校教諭（家庭）、（美術）、（英語）・小学校教諭及び幼稚園教諭の一種免許状を取得している者で、高等学校教諭（家庭）、（美術）、（英語）、（公民）・中学校教諭（家庭）、（美術）、（英語）・小学校教諭及び幼稚園教諭の専修免許状を取得しようとする者は、教職課程に認定されている授業科目を24単位以上を履修しなければならない。

本学研究科において取得できる免許状は、次のとおりとする。

児童学児童教育学専攻	小学校教諭専修免許状 幼稚園教諭専修免許状
健康栄養学専攻	高等学校教諭専修免許状（家庭） 中学校教諭専修免許状（家庭）
造形学専攻	高等学校教諭専修免許状（家庭） 中学校教諭専修免許状（家庭） 高等学校教諭専修免許状（美術） 中学校教諭専修免許状（美術）
英語・英語教育研究専攻	高等学校教諭専修免許状（英語） 中学校教諭専修免許状（英語）
臨床心理学専攻	高等学校教諭専修免許状（公民）
教育福祉学専攻	高等学校教諭専修免許状（公民）

## 18 衣料管理士専修（造形学専攻）

衣料管理士（TA）は（一社）日本衣料管理協会が認定している資格であり、TA養成大学において所定のカリキュラムを履修して卒業した学生にTA認定証が交付される。大学又は短期大学卒業時に取得できる衣料管理士1級・2級に加え、新たに2022年度より、より専門的なカリキュラムを履修した大学院修了者が取得できる「衣料管理士専修」が設置された。

衣料管理士は、纖維製品に関する素材および生産・流通・消費等の分野を体系的に学び、それらに関する基礎知識を身につけ、纖維製品の企画・設計／販売／品質保証／消費者対応について、豊富な知識と技術、知恵と工夫を活かして、人々に貢献するプロフェッショナルである。

### （1）衣料管理士専修の取得要件

- ① 衣料管理士1級を取得していること
- ② 衣料管理士1級認定校における大学院での開設科目（実験・実習・演習を含む）で、「材料」「加工・整理」「企画・設計・生産」「流通・消費」の4領域のうち、2領域以上から8単位以上修得すること
- ③ 衣料管理士1級認定校における大学院で、修士の学位を取得すること

### （2）開設科目及び単位

造形学専攻での開設科目は、次の通りである。

領域	科目	単位数
材料	被服材料学特論	2
	被服材料学演習	2
	被服科学実験	1
加工・整理	被服管理学特論	2
	被服管理学演習	2
	纖維加工学特論	2
	纖維加工学演習	2
企画・設計・生産	被服構成学特論	2
	被服構成学演習	2
	被服構成学実験	1
	アパレル設計学特論	2
	アパレル設計学演習	2

## 19 臨床心理士・公認心理師（臨床心理学専攻）

### 1. 臨床心理士

#### (1) 臨床心理士の受験資格

臨床心理士に関しては、(財)日本臨床心理士資格認定協会による所定の規定（「臨床心理士」受験資格に関する大学院指定運用内規）により、その資格認定指定大学院研究科の専攻において、所定の科目および単位を修得した者がその受験資格を得る、とされている。

本大学院は、文学研究科心理教育学専攻（臨床心理学コース）が平成14年度から「臨床心理士指定第一種大学院」に指定され、人間生活学総合研究科臨床心理学専攻も引き続き、第一種大学院の指定を受けており、臨床心理学専攻を修了した者は、臨床心理士資格審査の受験有資格者となる。

#### (2) 必要履修科目、単位とその修得

上記の規定により、以下に示す科目および単位の修得がその受験資格として求められている。

##### 1) 開設科目及び単位

臨床心理学専攻での開設科目は、次のとおりである。

必修科目・単位 :	臨床心理学特論	4単位
	臨床心理学面接特論Ⅰ	2単位
	臨床心理学面接特論Ⅱ	2単位
	臨床心理査定演習Ⅰ	2単位
	臨床心理査定演習Ⅱ	2単位
	臨床心理基礎実習	(2) 単位
	臨床心理実習Ⅰ	(1) 単位
	臨床心理実習Ⅱ	(1) 単位
選択必修科目・単位 :	A群 臨床心理統計法特論	4単位
	臨床心理学研究法特論	2単位
B群	人格心理学特論	2単位
	認知心理学特論	2単位
C群	社会病理学特論	2単位
	家族心理学特論	2単位
D群	精神医学特論	2単位
	心身医学特論	2単位
	障がい児・者心理学特論	2単位
E群	グループ・アプローチ特論	2単位
	発達臨床心理学特論	2単位

## 2) 修得方法

上記開設科目のうち、必修科目から8科目16単位、選択必修科目群（A, B, C, D, E）からそれぞれ2単位以上、計10単位以上、合計26単位以上を修得する。

必修科目・選択必修科目E群は、他の専攻からは受講できない。

## 3) 実習について

臨床心理基礎実習は1年次に、臨床心理実習Ⅰ・Ⅱは1年次10月より2年次にまたがって開講される。

### (3) 修士論文のテーマ・内容

上記の規定により、「修士論文のテーマと内容が臨床心理学に関するものであること」が求められている。

## 2. 公認心理師

### (1) 公認心理師の受験資格

公認心理師に関しては、公認心理師法に基づき、①～⑩の科目分野に含まれる科目を少なくとも1科目ずつ履修していれば、受験資格が得られる。

### (2) 必要履修科目、単位とその修得

臨床心理学専攻での開設科目は、次の通りである。

#### I. 主な職域の相談、助言、指導、その他援助に関する科目

① 精神医学特論（保健医療分野に関する理論と支援の展開） 2単位 必修※

心身医学特論（保健医療分野に関する理論と支援の展開） 2単位 必修※

※いずれか1科目必修

② 障がい児・者心理学特論（福祉分野に関する理論と支援の展開） 2単位 選択

③ 学校臨床心理学特論（教育分野に関する理論と支援の展開） 2単位 選択

④ 社会病理学特論（司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開） 2単位 選択

⑤ 産業心理学特論（産業・労働分野に関する理論と支援の展開） 2単位 選択

#### II. 観察分析、相談、助言、指導、その他の援助等についての理論科目

⑥ 臨床心理査定演習Ⅰ（心理的アセスメントに関する理論と実践） 2単位 選択

⑦ 臨床心理学面接特論Ⅰ（心理支援に関する理論と実践） 2単位 選択

⑧ 家族心理学特論（家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践）

2単位 選択

⑨ 生徒指導・教育相談・キャリア教育（心の健康教育に関する理論と実践）

2単位 選択

#### III. 心理実践実習（450時間以上）

⑩ 臨床心理実習Ⅰ（心理実践実習） (1) 単位 必修

## 20 学生活等

### 1. キャンパス生活

#### (1) 窓口取り扱い時間

学修支援課大学院事務（窓口の位置・連絡先はP89を参照）

月曜日～金曜日 9：00～17：00

土曜日 9：00～12：00

#### (2) 院生への通知・連絡

院生に対しては必要な各種の通知・連絡をメール、院生室への掲示等の方法で行う。

#### (3) 各種届出

つぎの事項に変更が生じた場合には、直ちに大学院事務に届け出ること。

住所変更（本人・保証人）、保証人変更、改姓（名）、本籍地変更

届出用紙は、大学院所定のものを使用すること。

改姓（名）、本籍地変更の場合は、戸籍抄本を必ず添付すること。

#### (4) 各種証明書の交付（カッコ内は申請手数料）

##### ○自動証明書発行機で発行する証明書

- ・在学証明書（300円）・修了見込証明書（300円）・健康診断証明書（300円）

学生証を使用し、自動証明書発行機（100周年記念館1F、16号館1Fに設置）で即日発行。

##### ○大学保健センターで発行する証明書

- ・健康診断証明書（学園指定用紙以外500円）

学生証を使用し、自動証明書発行機で申請書を購入後、必要事項を記入して大学保健センター（9号館1F）へ申込み、翌日発行。

##### ○大学院事務で発行する証明書

- ・成績証明書（300円）・修了証明書※（300円）・その他の証明書

学生証を使用し、自動証明書発行機で申請書を購入後、必要事項を記入して大学院事務へ申込み、2日後発行。※修了証明書は、学位記授与以降に発行。

#### (5) 学生証

学生証は、東京家政大学大学院の在学生であることを証明する唯一の身分証明書であり、学生活に欠かせないので、常に携帯すること。入学時に大学院事務から交付される。

#### (6) 学割証（学校学生旅客運賃割引証）

学生証を使用し、自動発行機で即日発行。

交付枚数は、年間1人10枚以内。有効期間は、発行日から3ヶ月。

#### (7) 通学定期乗車券

電車、バスの定期券は所定の購入用紙に必要事項を記入し、学生証を提示して購入する。

## 2. 奨 学 金

学業、人物ともに優れ、経済的に学費支弁が困難と認められる者には以下の奨学金が貸与・給付される。希望者が多い場合には研究科委員会で推薦者を選考する。

貸与：日本学生支援機構 第一種（無利子）、第二種（有利子）奨学金

令和7年度における貸与月額は、以下の種類から選択できる。

第一種（無利子） 修士課程 50,000円・88,000円

博士課程 80,000円・122,000円

第二種（有利子） 50,000円・80,000円・100,000円・130,000円・150,000円

その他詳細は、日本学生支援機構のHP参照

給付：渡辺学園三木奨学金 50,000円 8名

渡辺学園後援会奨学金 120,000円 2名

石川梅子（むめ）奨学金 50,000円 1名

## 3. 学費の延納

経済的事情その他のやむを得ない理由により、期日までに学費の納入ができない場合は、所定の「学費延納願」を提出することにより、学費納入期限を延期することができる。詳細は大学院事務まで。

## 4. 休講等の連絡

○台風、大雪等による休講等の連絡は、大学HP・学内放送・掲示等で連絡する。

1限目の休講情報については、朝6時の時点で、大学HPへ情報を掲載する。休講・授業打ち切り等の基準は大学の取り扱いに準ずる。

<台風等による休講措置の基準>

東京23区に、暴風雪、大雨、洪水、暴風、大雪の各警報・特別警報のうちいずれかが2限以降各时限の授業開始2時間前から授業終了時間までの間に発令された場合、当該授業を休講又は授業打ち切りとする。

ただし、気象状況の悪化が予測される場合は、上記に該当しない場合でも早期に休講等の措置をとる場合がある。また、気象状況の回復が予測される場合は、上記に該当しても休講等の措置をとらない場合もある。

○教員からの連絡による休講／院生の欠席／補講等

原則として、教員と受講生の間で連絡する。大学院事務へ連絡されたものは、院生、教員へメール等で連絡する。補講については、教員と受講生の間で相談して決定し、大学院事務へ届出る。

○学生への連絡は、大学院事務からのメール、院生室等への掲示及び以下の「大学院HP」及び、「大学院HP」の右下「在院生向け情報」で連絡する。

## 5. 大学院院生研究室

大学16号館2Fに大学院生の研究のためパソコンを備えた院生研究室と院生自習室がある。

第1院生研究室	内線1402
第2院生研究室	1403
第3院生研究室	1404
第4院生研究室	1405
第5院生研究室	1406
第6院生研究室※	1879

大学院院生研究室の使用については、学修環境、衛生管理に配慮した大学院生の自主的な管理を原則とする。

# 諸 規 程

- ・東京家政大学大学院学則
- ・東京家政大学大学院学位規程
- ・東京家政大学大学院長期履修学生規程
- ・東京家政大学大学院の院生に関する出産・育児休学取扱内規
- ・東京家政大学大学院研究生規程
- ・東京家政大学大学院科目等履修生規程

# 東京家政大学大学院学則

## 第1章 総 則

(目的)

**第1条** 東京家政大学学則第2条の2に基づき、この学則を定める。

**第2条** 東京家政大学大学院（以下「本学大学院」という。）は、建学の精神に則り、学部の教育課程を基礎とし、高度にして専門的な学術の理論及び応用を研究教授し、その深奥をきわめ、広い視野に立って高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、広く社会と文化の発展に寄与することを目的とする。

(自己点検・評価)

**第2条の2** 本学大学院はその教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自己点検・評価を行う。

2 前項の自己点検・評価に関する規程は別に定める。

(研究科)

**第3条** 本学大学院に人間生活学総合研究科（以下「研究科」という。）をおく。

(課程及び専攻)

**第4条** 本学大学院に修士課程及び博士後期課程（以下「博士課程」という。）をおく。

2 研究科の各専攻及び各課程は、次のとおりとする。

研究科	専 攻	課 程
人間生活学総合研究科	児童学児童教育学専攻 健 康 栄 養 学 専 攻 造 形 学 専 攻 英語・英語教育研究専攻 臨 床 心 理 学 専 攻 教 育 福 祉 学 専 攻	修 士 課 程 修 士 課 程
	人 間 生 活 学 専 攻	博 士 課 程

(研究科・課程及び専攻の目的)

**第5条** 人間生活学総合研究科は、人類が普遍に持つ、衣・食と健康・福祉から、心と保育・教育までを包括した人間の生命活動と生存活動の探求を深めると共に、グローバル化し、文化的な質の高い生活技術と生活意識を幅広く探究し、それぞれの専門性を深めると共に、新たな今日的課題に応えられる広く複眼的な視野を持つ有為な人材の養成を目的とする。

2 研究科各課程の目的は次のとおりとする。

(1) 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を受け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うこととする。

(2) 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うこととする。

3 研究科各専攻の目的は次のとおりとする。

- (1) 児童学児童教育学専攻は、子どもの豊かな人格を育て、身体的、精神的かつ社会的に健全に育成するための学究を行い、高度な研究教育に携わることのできる人材および児童学・児童教育学における実践的課題を探究・研究し解決できる高度な専門知識と方法論を修得した人材の養成を目的とする。
- (2) 健康栄養学専攻は、フードサイエンスとライフサイエンス、ヘルスサイエンスの分野における、高度の知識、技能を教授して、人の健康維持、生活習慣病の予防、老化のメカニズムなどの諸問題の解決に役立つような研究能力と応用力を有する人材および栄養士・管理栄養士の資格を生かした高度な専門的能力のある職業人の養成を目的とする。
- (3) 造形学専攻は、服飾美術と造形表現を融合させたカリキュラムにより、自然・社会環境や産業技術などの、衣服の美的・機能的側面に対して起こりうる新しいニーズに対し、産業や教育などの分野で対応できる高度な専門性と実践力を備えた人材および生活を様々な面で豊かにする造形表現活動・文化活動を支える能力を有する人材の育成を目的とする。
- (4) 英語・英語教育研究専攻は、国際化時代に対応できる実践的な英語コミュニケーション能力を養成し、英語文学及び文化の研究並びに英語、英語教育の研究を深め、視野の広い総合力を持った高度な専門教育を行うことのできる人材の養成を目的とする。
- (5) 臨床心理学専攻は、複雑化した社会における人間関係の諸問題に対応する総合的な力を育成し、臨床心理士としての高度な専門知識や技術を持ち、医療・教育・産業・司法等の社会のあらゆる領域で柔軟に対応し、適切な援助、介入及び研究のできる人材の養成を目的とする。
- (6) 教育福祉学専攻は、学校や地域社会の複雑化・複合化した諸問題について、生涯学习・社会教育、社会福祉学、心理学についての高度な専門知識や技術を修得し、人間関係を調整し、社会資源を有効に使い、問題解決を創造的に行うことができる高度専門的職業能力を備えた人材の養成を目指す。
- (7) 人間生活学専攻は、博士後期課程に相当し、人間生活をめぐる生活科学、社会科学、心理臨床学等の分野において、総合的、学際的視野にたつ人材を養成することを目的とし、自立した研究者養成のみならず確かな教育能力と高度な研究能力をもつ大学教員の育成をも図る。

(修業年限)

**第6条** 本学大学院の修士課程の修業年限は2年、博士課程の修業年限は3年とする。

2 修士課程において、学生が職業を有している等の事情により、前項に定める修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することを希望し認められた長期履修学生の修業年限は3年又は4年とする。

(入学定員及び収容定員)

**第7条** 本学大学院の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	入学定員	収容定員
人間生活学総合研究科	児童学児童教育学専攻	5	10
	健康栄養学専攻	5	10
	造形学専攻	4	8
	英語・英語教育研究専攻	4	8
	臨床心理学専攻	8	16
	教育福祉学専攻	4	8
	人間生活学専攻	3	9

## 第2章 学年曆

(学年学期)

**第8条** 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学年を次の2期に分ける。

前期 4月1日より9月23日まで

後期 9月24日より3月31日まで

(休業日)

**第9条** 休業日は次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に定める休日

(3) 大学創立記念日(5月6日)

(4) 春期休業 4月1日より同月5日まで

(5) 夏期休業 7月24日より9月23日まで

(6) 冬期休業 12月24日より翌年1月10日まで

(7) 学年末休業 3月19日より同月31日まで

2 休業日でも必要に応じ授業を行うことがある。

3 第1項の規定にかかわらず必要がある場合は、休業日を変更又は臨時に定めことがある。

## 第3章 教育課程及び履修方法

(教育方法)

**第10条** 本学大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行うものとする。

2 本学大学院の課程においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(授業科目及び単位数)

**第11条** 研究科各専攻の授業科目及び単位数は、教育課程表のとおりとする。

(単位の計算)

**第12条** 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の基準によるものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験及び実習については、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、臨床心理士の資格に係わる実習は、45時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 講義、演習、実験、実習のうち2以上 の方法の併用により行う場合の単位数を計算するに当たっては、その組み合わせに応じ、大学院設置基準に規定する基準を考慮して大学が定める時間の授業をもって1単位とする。

(履修方法)

**第13条** 修士課程の学生は、それぞれの専攻の授業科目について、30単位以上を修得しなければならない。

教育研究上有益と認めるときは、8単位を超えない範囲で他の専攻の授業科目を履修させ、これを30単位の中に含めることができる。

- 2 博士課程の学生は、所定の授業科目について、6単位以上を修得しなければならない。
- 3 履修の授業科目選定に当たっては、あらかじめ指導教員の指示を受けなければならぬ。
- 4 授業科目の履修に当たっては、毎学年度の始めに、当該年度に履修する授業科目を届け出なければならない。

(他の大学院における授業科目の履修)

**第14条** 研究科委員会において、あらかじめ他大学の大学院と協議して双方の承認が得られたとき、学生は当該他大学の大学院授業科目を履修することができる。

- 2 前項の規定により履修した単位は10単位を超えない範囲で本学大学院において履修したものとみなすことができる。

(入学前の既修得単位等の認定)

**第14条の2** 研究科委員会において、教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に大学院において履修した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本大学院において履修したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定により履修したものとみなすことができる単位数は、第14条2項により履修したものとみなすことができる単位数とあわせて10単位を超えないものとする。

(教員免許)

**第15条** 高等学校教諭、中学校教諭、小学校教諭及び幼稚園教諭の一種免許状授与の所要資格

を有する者で、当該免許教科に係る高等学校教諭、中学校教諭、小学校教諭及び幼稚園教諭の専修免許状授与の資格を取得しようとする者は、教育職員免許法及び同法施行規則に定める所定の単位を修得しなければならない。

2 本学大学院において取得できる免許状は、次のとおりとする。

児童学児童教育学専攻	小学校教諭専修免許状 幼稚園教諭専修免許状
健 康 栄 養 学 専 攻	高等学校教諭専修免許状(家庭) 中学校教諭専修免許状(家庭)
造 形 学 専 攻	高等学校教諭専修免許状(家庭) 中学校教諭専修免許状(家庭) 高等学校教諭専修免許状(美術) 中学校教諭専修免許状(美術)
英語・英語教育研究専攻	高等学校教諭専修免許状(英語) 中学校教諭専修免許状(英語)
臨 床 心 理 学 専 攻	高等学校教諭専修免許状(公民)
教 育 福 祉 学 専 攻	高等学校教諭専修免許状(公民)

## 第4章 入学、休学、復学、転退学及び留学

(入学の時期)

**第16条** 入学の時期は毎学年の始めとする。

(入学資格)

**第17条** 本学大学院修士課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (3) 文部科学大臣の指定した者
- (4) その他本学大学院研究科委員会において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

2 博士課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 修士の学位を有する者
- (2) 外国において修士の学位に相当する学位を授与された者
- (3) その他本学大学院研究科委員会において、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

(入学試験)

**第18条** 前条による入学志願者は、本学大学院所定の検定を受けなければならない。

(出願手続)

**第19条** 本学大学院に入学を志願する者は、次の書類に入学検定料を添えて指定の期日までに提出しなければならない。

- (1) 本学大学院所定の用紙による入学願書
- (2) 最終出身学校長の卒業(修了)証明書又は卒業(修了)見込証明書
- (3) その他本学大学院の指定するもの

(入学手続)

**第20条** 本学大学院所定の検定に合格した者は、入学金、教育充実費、授業料等を添えて誓約書等所定の書類を期日までに提出しなければならない。

2 前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(保証人)

**第21条** 保証人は、父母又は独立の生計を営む者で、確実に保証人としての責務を果し得る者でなければならない。保証人として不適当と認めたときはその変更を命ずることができる。

- 2 保証人は、保証する学生の在学中、その一身上に関する事項について一切の責任に任じなければならない。
- 3 保証人が死亡し、又はその他の理由でその責務を果し得ない場合は、新たに保証人を選定し届け出なければならない。
- 4 保証人が住所を変更した場合には、直ちにその旨を届け出なければならない。

(休学)

**第22条** 病気その他の理由で引き続き3か月以上修学することができない場合は、その理由を具し保証人連署で願い出て、許可を得て休学することができる。

- 2 病気による休学願には、医師の診断書を添えなければならない。
- 3 休学は当該年度末までとする。ただし、特別な事情がある場合には、さらに1年以内休学を許可する。また、在学期間に通算3か年を超えて休学することはできない。
- 4 休学期間中は第38条による授業料の4分の1を納めなければならない。ただし、出産・育児休学の取扱については、別に定める。

(復学)

**第23条** 休学者の復学は年度始めとする。ただし、事情によりその変更を許可することがある。

(転入学等)

**第24条** 他大学の大学院の学生が、本学大学院に転入学等を志願したときは、選考の上これを許可することがある。

(転学)

**第25条** 本学大学院の学生が、他大学の大学院に転学を志願しようとするときは、あらかじめ許可を得なければならない。

(退学)

**第26条** 退学しようとする者は、理由を具し保証人連署で願い出なければならない。ただし、

学年の途中で退学する者でも、第38条及び第39条による在籍した期の学費は納めなければならぬ。

(再入学)

**第27条** いったん退学した者が再入学を志願したときは、選考の上これを許可することがある。  
(在学期間の限度)

**第28条** 大学院に在学できる期間は、休学期間を除き修士課程は4年間、博士課程は6年間とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、第6条第2項の修士課程の長期履修学生の在学年数は、修業年数が3年の場合は4年を、修業年数が4年の場合は5年を超えることはできない。

(留学)

**第29条** 学生は、外国の大学院に留学することができる。

- 2 留学に関する規定は別に定める。

## 第5章 学習の評価、課程修了及び学位授与

(単位の認定)

**第30条** 履修授業科目に対する単位は、当該授業科目の試験に合格した場合に与えられる。ただし、研究科委員会において、他の方法をもって試験に代えることを認められた授業科目についてはこの限りではない。

(試験)

**第31条** 授業科目の試験は、毎学年前後期又は研究科委員会が適当と認める時期に、同委員会が定める方法によって行う。

(成績評価)

**第32条** 試験の成績は、優、良、可、不可に分け、優、良、可を合格とする。

(課程の修了要件)

**第33条** 修士課程の修了要件は、大学院に2年以上在学し、履修授業科目について30単位以上を取得し、かつ必要な研究指導を受けた後、修士論文の審査又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に關しては、特に優れた業績を上げた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

- 2 博士課程の修了要件は、大学院に3年以上在学し、所定の授業科目について6単位以上を取得し、かつ必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に關しては、特に優れた業績を上げた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、大学院の博士課程を経ないで博士論文を提出して、大学院の行う審査に合格し、かつ博士課程を修了した者と同等以上の学力を有すると認められた者にも博士の学位を授与することができる。

(学位の種類)

**第34条** 本学大学院において授与する学位は、次のとおりとする。

人間生活学総合研究科	児童学児童教育学専攻	修士課程	修士(家政学)
	健康栄養学専攻	修士課程	修士(健康栄養学)
	造形学専攻	修士課程	修士(家政学)
	英語・英語教育研究専攻	修士課程	修士(文学)
	臨床心理学専攻	修士課程	修士(心理学)
	教育福祉学専攻	修士課程	修士(学術)
	人間生活学専攻	博士課程	博士(学術)

(学位規程)

**第35条** 学位及びその授与に関する事項は、この学則に定めるもののほか、別に定めるところによる。

## 第6章 学費等

(入学検定料)

**第36条** 本学大学院に入学志願する者は、入学検定料35,000円を納めなければならない。

(入学時納入金)

**第37条** 本学大学院の入学検定に合格した者は、次の学費を指定された期日までに納めなければならない。

入学金 150,000円

教育充実費 200,000円

ただし、教育充実費は、入学時に100,000円を、残額100,000円は1年次後期に納入する。第2年次以降は毎年度200,000円を前期・後期に分けて納入するものとする。

2 東京家政大学、東京家政大学短期大学部の卒業生または東京家政大学大学院修了者が、本学大学院に入学する場合、前項の規定にかかわらず、その者の入学金は免除する。

(授業料)

**第38条** 授業料は、年額660,000円とし、これを2期に分け、それぞれ半額を前期は4月、後期は10月の指定された期日までに納めなければならない。

なお、経済情勢等著しい変化が生じた場合には、さらに改定することがある。

(実験実習等経費)

**第39条** 授業料のほか、次の実験実習等経費(年間)を指定された期日までに納めなければならない。

人間生活学総合研究科	児童学児童教育学専攻	50,000円
	健 康 栄 養 学 専 攻	65,000円
	造 形 学 専 攻	60,000円
	英語・英語教育研究専攻	35,000円
	臨 床 心 理 学 専 攻	60,000円
	教 育 福 祉 学 専 攻	60,000円
	人 間 生 活 学 専 攻	50,000円

**第40条** (削除)

(学費未納者の取り扱い)

**第41条** 授業料及びその他の学費を納めない者は、試験を受けることはできない。

(除籍)

**第42条** 授業料及びその他の学費の納入を怠り、督促を受けてもなお納めない者は除籍処付する。

(納入金)

**第43条** すでに納めた入学金、授業料その他の学費は事情の如何にかかわらずこれを返還しない。ただし、本学所定の検定に合格した者が、所定の期間内に入学辞退及びすでに納めた学費等の返還を申し出た場合に限り、入学金を除いて返還する。

(学費改定の取り扱い)

**第44条** 在学中、授業料及びその他の学費について改定があった場合には新たに定められた金額を納めるものとする。

## 第7章 賞 帰

(優秀学生の表彰、奨学金の授与)

**第45条** 在学中、学業、人物ともに優秀な学生については、これを表彰、又は渡辺学園奨学金を授与することができる。

(懲戒)

**第46条** 学生が本学大学院の諸規則又は指導の方針に背き、学生の本分に反する行為があったときは、これを懲戒することがある。

2 懲戒は、訓戒・停学・退学の3種類とする。

3 前項の退学は、次の各号の1に該当する学生に対して行うことができる。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められた者
- (2) 学業を怠り又は研究能力なく成業の見込みがないと認められた者
- (3) 正当の理由がなく出席常でない者
- (4) 学内の秩序を乱した者

## 第8章 研究生、委託生、科目等履修生及び外国人留学生等

(委託生等)

**第47条** 本学大学院は、研究生、委託生、科目等履修生及び外国人留学生等に対し、入学又は学習を許可することができる。

2 前項に関し必要な事項は別に定める。

## 第9章 教員及び運営組織

(指導教員)

**第48条** 本学大学院における授業及び研究指導は、本大学の教授が担当する。ただし、必要な場合には本大学の准教授及び講師（兼任講師を含む）をこれにあてることができる。

(研究科長等)

**第49条** 本学大学院の研究科に研究科長、各専攻毎に主任をおき、所属の教授のうちから任命する。

(研究科委員会)

**第50条** 本学大学院に研究科委員会をおき、研究科所属の教授、准教授、講師をもって構成する。

2 研究科委員会が必要と認めたときは、前項以外の教員又は職員の出席を求めて意見を徴することができる。

3 研究科委員会は、研究科長が招集してその議長となる。

(研究科委員会の審議事項)

**第51条** 研究科委員会は、次の事項を審議し、意見・結果を学長に報告しなくてはならない。

- (1) 学生の入学、課程修了に関する事項
- (2) 学位の授与に関する事項
- (3) 学位論文の審査に関する事項
- (4) 学生の賞罰に関する事項
- (5) 教育課程に関する事項
- (6) 本学大学院教員の教育研究業績の審査に関する事項

2 研究科委員会は、次の事項を審議し、意見・結果を学長に報告することができる。

- (1) 教育及び研究に関する事項
- (2) 学生の退学・休学・復学・転学・留学等に関する事項
- (3) 学習の評価に関する事項
- (4) 学生の厚生補導に関する事項
- (5) 大学院の学則及び諸規程の制定・改廃・適用に関する事項
- (6) 研究科長から諮問された事項
- (7) その他研究科の運営に関する事項

- 3 研究科委員会における審議事項の意思決定は学長が行う。
- 4 前各号のほか、研究科委員会に関する事項は別に定める。

(大学院委員会)

**第51条の2** 本大学院の管理運営、大学院と大学との連絡調整等の事項を審議するため、大学院委員会をおく。

- 2 大学院委員会に関する規程は、別に定める。

## 第10章 研究指導施設及び厚生施設

(研究指導施設)

**第52条** 本学大学院に研究室及び実験・実習室をおく。

- 2 本学の学部附置機関、その他本学各部の諸施設は、必要に応じ本学大学院生の研究及び指導のために利用することができる。

(厚生施設)

**第53条** 本学大学院の学生は、本学の学寮及びその他の厚生補導施設を利用することができる。

## 附則

- 1 この学則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 令和7年3月31日以前の入学者にあっては、それぞれ入学時の従前の規定による。

# 東京家政大学大学院学位規程

(目的)

**第1条** この規程は、東京家政大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第35条の規定に基づき、東京家政大学大学院（以下「本学大学院」という。）において授与する学位についての必要な事項を定めることを目的とする。

(学位の種類、分野)

**第2条** 本学大学院において授与する学位は、修士及び博士とし、その種類、分野は次のとおりとする。

研究科名	専攻名	修士課程	博士後期課程	学位の分野
人間生活学 総合研究科	児童学児童教育学専攻	修士(家政学)		家政関係／教育学・保育学関係
	健康栄養学専攻	修士(健康栄養学)		家政関係
	造形学専攻	修士(家政学)		家政関係
	英語・英語教育研究専攻	修士(文学)		文学関係
	臨床心理学専攻	修士(心理学)		文学関係
	教育福祉学専攻	修士(学術)		文学関係／社会学・社会福祉学関係
	人間生活学専攻		博士(学術)	家政関係／文学関係

(学位授与の要件)

**第3条** 修士の学位は、大学院学則第33条により、修士課程を修了した者に授与する。

- 2 博士の学位は、大学院学則第33条第2項により、博士後期課程（以下「博士課程」という。）を修了した者に授与する。
- 3 前項に定める者のほか、大学院学則第33条第3項により、本学大学院の博士課程を経ない者が、博士論文を提出して、その審査に合格し、かつ、博士課程を修了した者と同等以上の学力を有すると認められた者にも、博士の学位を授与することができる。
- 4 本学大学院の博士課程に所定の年限以上在学し、所定の単位を修得して退学した者が、再入学しないで博士の学位の授与を申請するときも、前項の規定を準用する。但し、満期退学後、3年以内に投稿論文が整った場合においては、課程修了者として博士の学位審査を受けることができる。

(在学者の論文・研究成果の提出)

**第4条** 修士課程に2年以上在学し、30単位以上を修得し、必要な研究指導を受けた者は、修士論文又は特定の課題についての研究の成果（以下「研究成果」という。）を提出することができる。ただし、在学期間に關しては、特に優れた業績を上げた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

- 2 博士課程に3年以上在学し、6単位以上を修得し、必要な研究指導を受けた者は、博士論文を提出することができる。
- 3 論文・研究成果は、指導教員を経て、学長に提出しなければならない。
- 4 論文・研究成果は論文・研究成果概要書を添付して各3部を提出するものとする。

5 一度提出した論文・研究成果等は、返却しない。

(課程によらない者の論文提出)

**第5条** 第3条第3項の規定により博士の学位の授与を申請する者は、学位申請書に博士論文、論文概要書及び履歴書各3部を添え、学長に提出しなければならない。

2 学長は前項の規定により提出された博士論文を受理するにあたっては、研究科委員会の議を経ることを必要とする。

3 前項の規定により博士論文を受理したときは、学位の申請者にその旨を通知し、別に定める審査料を納入させるものとする。ただし、第3条第4項に規定する者が退学後3年以内に博士論文を提出する場合は、審査料の納入を必要としない。

4 いったん受理した文書、論文及び審査料は返却しない。

(論文・研究成果の形式)

**第6条** 論文・研究成果は、一編とする。ただし、参考として他の論文を添付することができる。

2 審査のため必要があるときは、参考論文、訳文、模型又は標本等の資料を提出させることがある。

(論文・研究成果の審査)

**第7条** 提出された論文・研究成果については、学長が研究科委員会に、その審査を付託する。

(審査委員)

**第8条** 研究科委員会は、前条の規定により論文・研究成果の審査を付託されたときは、学位論文・研究成果に関連する授業科目担当の教員3名以上を審査委員に選出する。

2 研究科委員会は、審査のため必要と認めたときは、前項の規定にかかわらず、前項に定める教員以外の教員又は他の大学の教員等を審査委員に加えることができる。

3 研究科委員会は、審査委員のうち1名を主査として指名する。ただし、在学者の学位論文・研究成果の審査の場合は、指導教員が主査にあたるものとする。

4 審査委員は、学位論文の審査及び最終試験又は博士課程修了者と同等以上の学力を有することの確認を行う。

(論文・研究成果の審査基準)

**第9条** 修士論文・研究成果は、広い視野に立って精深な学識を修め、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を有する職業等に必要な高度の能力を示すものでなければならない。

2 博士論文は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力及びその基礎となる学識を示すものでなければならない。

(最終試験)

**第10条** 大学院学則第33条に規定する最終試験は、論文・研究成果の内容及びこれに関連のある専攻分野の科目について、試問の方法によって行う。

2 前項の試問は、口頭による。ただし、筆答試問を併せて行うことができる。

(学力の確認)

**第11条** 大学院学則第33条第3項に規定する学力の確認は、博士論文に関する専攻分野の科目及び外国語について、口頭又は筆答の試問の方法によって行う。

- 2 本学大学院の博士課程に3年以上在学して退学した者が3年以内に博士論文の審査を申請する場合は、前項の試問を免除することができる。
- 3 学位申請者の学歴、業績等に基づいて学力の確認を行いうる場合は、試問を行わないことができる。

(審査期間)

**第12条** 修士論文・研究成果の審査及び最終試験は、在学期間中に行わなければならない。

- 2 博士論文の審査と最終試験または学力の確認は、次の各号に掲げる期間内に行わなければならない。
  - (1) 本学大学院の博士課程修了予定者にあっては学年度末までとする。
  - (2) 第3条第3項及び第4項に規定する者にあっては、博士論文を受理した日から1年以内とする。

(最終試験又は学力確認の試問の省略)

**第13条** 審査委員は、論文・研究成果審査の結果、その内容が著しく不適格であると認めるとときは、最終試験又は学力の確認の試問を行わなくてもよい。この場合には、審査委員は、その旨を研究科委員会に報告しなければならない。

(審査結果の報告)

**第14条** 審査委員は、論文・研究成果の審査及び最終試験又は学力の確認を行ったときは、審査の結果及び評価に関する意見を付して、最終試験又は学力の確認の成績と共に、研究科委員会に報告しなければならない。

(研究科委員会の審議)

**第15条** 研究科委員会は、前条の報告に基づいて審議し、学位を授与することの可否を議決する。

- 2 前項の議決は、研究科委員会の構成員の総数の3分の2以上が出席し、出席者の3分の2以上の賛成がなければならない。  
ただし、長期出張中及び休職中の構成員は構成員の総数に算入しないものとする。
- 3 研究科委員会が第1項の議決をしたときは、研究科長は、学長に報告しなければならない。

(学位の授与)

**第16条** 学長は、前条第3項の報告に基づいて、学位の授与を議決された者に所定の学位記を授与する。

- 2 学位を授与できない者には、その旨を通知する。

(文部科学大臣への報告)

**第17条** 学長は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3ヶ月以内に学位授与報告書を文部科学省に提出するものとする。

(博士論文の要旨等の公表)

**第18条** 本学大学院は博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3ヶ月以内にその論文の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(博士論文の公表)

**第19条** 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、本学大学院の承認を得て、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合本学大学院は、その論文の全文を求めるに応じて閲覧に供するものとする。
- 3 博士の学位を授与された者が行う前二項の規定による公表は、本学大学院の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。

(学位の所称)

**第20条** 学位を授与された者は、当該学位の名称を用いるときは、「東京家政大学」と付記するものとする。

(学位の取消)

**第21条** 本学大学院において学位を授与された者に次の事実が判明したときは、学長は研究科委員会の議を経て、その授与した学位を取り消し、学位記を返還させることができる。

- (1) 不正の方法によって学位の授与を受けた事実が判明したとき。
  - (2) 名誉を汚す行為があったとき。
- 2 研究科委員会で前項の議決を行う場合は第15条第2項の規定を準用する。

(学位記の様式)

**第22条** 学位記の様式は、別記様式第1号から第3号のとおりとする。

(規程の改正)

**第23条** この規程を改正する場合は、専攻主任会議の議を経て、研究科委員会の承認を得なければならない。

**附則** この規程は、平成元年4月1日から施行する。

**附則** この規程は、平成4年4月1日から施行する。

**附則** この規程は、平成5年4月1日から施行する。

**附則** この規程は、平成8年4月1日から施行する。

**附則** この規程は、平成16年4月1日から施行する。

**附則** この規程は、平成19年4月1日から施行する。

**附則** この規程は、平成24年4月1日から施行する。

**附則**（施行期日）

1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程による改正後の学位規程第18条の規定は、この規程の施行の日以後に博士の学位を授与した場合について適用し、同日前に博士の学位を授与した場合については、なお従前の例による。
- 3 改正後の学位規程第19条の規定は、この規程の施行の日以後に博士の学位を授与された者について適用し、同日前に博士の学位を授与された者については、なお従前の例による。

**附則** 1 この規程は、平成26年10月23日から施行する。

2 文学研究科は、平成26年4月1日をもって廃止する。

研究科名	専攻名	修士課程	博士後期課程
文学研究科	英語 英文学専攻 心理教育学専攻	修士(文学) 修士(文学)	

3 家政学研究科は、平成26年9月18日をもって廃止する。

研究科名	専攻名	修士課程	博士後期課程
家政学研究科	食物栄養学専攻 被服造形学専攻 児童学専攻 人間生活学専攻	修士(家政学) 修士(家政学) 修士(家政学)	博士(学術)

**附則** この規程は、平成29年1月19日から施行する。

**附則** この規程は、平成30年4月1日から施行する。

**附則** この規程は、令和元年10月28日から施行する。

**附則** この規程は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号

修人第 号

## 学 位 記

昭和・平成 年 月 日生

本学大学院人間生活学総合研究科  
専攻の修士課程において所定の単位を修得  
し学位論文・研究成果の審査及び最終試験  
に合格したので修士( )の学位を  
授与する

令和 年 月 日

東京家政大学大学院人間生活学総合研究科長  
東京家政大学 学長

様式第2号

博甲第 号

## 学 位 記

昭和・平成 年 月 日生

本学大学院人間生活学総合研究科人間生活  
学専攻の博士課程において所定の単位を修得  
し学位論文の審査及び最終試験に合格し  
たので博士(学術)の学位を授与する

令和 年 月 日

東京家政大学大学院人間生活学総合研究科長  
東京家政大学 学長

様式第3号

博乙第 号

## 学 位 記

昭和・平成 年 月 日生

本学大学院に論文を提出し審査に合格した  
ので博士(学術)の学位を授与する

令和 年 月 日

東京家政大学大学院人間生活学総合研究科長  
東京家政大学 学長

# 東京家政大学大学院 長期履修学生規程

(趣旨)

**第1条** 東京家政大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第6条第2項の規定に基づく長期履修学生の取扱いについては、この規程の定めによる。

(資格)

**第2条** 長期履修学生を志願できる者は、本学大学院修士課程に入学予定の者で、次の各号の一に該当し、2年の標準修業年限での修業が困難な者とする。

- (1) 職業を有し就業している者（自営業及び臨時雇用（単発的なものを除く）を含む。）
- (2) 家事、育児、介護等の事情を有する者
- (3) 教育免許状取得希望者
- (4) その他研究科委員会で相当と認められた者

(授業料等)

**第3条** 長期履修学生の授業料等の年額は別表のとおりとする。

- 2 授業料等の納付方法は、大学院学則第37条、第38条の方法による。
- 3 実験実習等経費は、大学院学則第39条のとおりとする。

(出願時期、志願手続)

**第4条** 長期履修学生を志願する者は、大学院出願時に他の出願書類とともに下記の書類を提出する。出願期間以降、長期履修学生の志願はできない。

- (1) 長期履修学生申出書
- (2) 職業を有している者は在職証明書または在職が確認できる書類
- (3) その他研究科委員会で必要とされた書類

(履修期間の変更)

**第5条** 長期履修学生の履修期間の変更は原則として認めない。ただし、特別な事情がある場合、在学中1回に限り、1年次の1月末までに変更を申請し、研究科委員会で承認された場合は、履修期間の変更ができる。

(履修期間変更後の授業料等)

**第6条** 履修期間の変更が承認された者の授業料等の年額は別表のとおりとする。

- 2 授業料等の納付方法、実験実習等経費については、第3条と同様とする。

**附則** この規程は、平成24年4月1日入学予定者から適用する。

東京家政大学学長

殿

## 大学院人間生活学総合研究科 長期履修学生申出書

下記の太枠内を記入する。

受験番号：	志望専攻：修士課程	専攻
フリガナ		
氏名		
該当のコースに○を付す	3年コース	4年コース
社会人等出願による長期履修		
教職資格取得による長期履修		

下記の履修計画年数・理由のとおり、長期履修を希望します。

長期履修計画年数： 年 月 日から 年 月 日まで

長期履修希望理由

（複数行用）

添付書類：

東京家政大学学長

殿

## 大学院人間生活学総合研究科 長期履修学生変更申出書

下記のとおり、長期履修期間の変更を希望します。

年 月 日提出

受験番号：	修士課程	専攻
フリガナ		
氏名		

変更前（承認されている長期履修の内容）

長期履修計画年数： 年 月 日から 年 月 日まで

(社会人等出願・教職資格取得)による長期履修 (3年・4年) コース

変更後（承認を受けようとする在学期間）

変更後の在学年数： 年 月 日から 年 月 日まで

(社会人等出願・教職資格取得)による長期履修 (3年・4年) コース

修士課程標準修業年数 (2年)

変更年月日 年 月 日

長期履修希望理由

添付書類：

専攻主任氏名・捺印	印
研究指導教員氏名・捺印	印
年度 前・後期授業料納入済	備考

太枠内を記入し、指導教員・専攻主任の署名・押印を受ける。( ) 内は○を付す。

承認済みの長期履修許可書の写を添付して、1年次の1月末日までに大学院事務に提出する。

別表 東京家政大学大学院 長期履修学生授業料等年額

単位：円

学生区分	在学年数	学年	授業料 (年額)	施設維持充実費 (年額)
長期学生 (3年コース)	3	1	440,000	140,000
		2	440,000	140,000
		3	440,000	120,000
長期学生 (4年コース)	4	1	330,000	100,000
		2	330,000	100,000
		3	330,000	100,000
		4	330,000	100,000
変更長期学生 (3→4)	4	1	440,000	140,000
		2	300,000	90,000
		3	300,000	90,000
		4	280,000	80,000
変更長期学生 (3→2)	2	1	440,000	140,000
		2	880,000	260,000
変更長期学生 (4→3)	3	1	330,000	100,000
		2	500,000	150,000
		3	490,000	150,000
変更長期学生 (4→2)	2	1	330,000	100,000
		2	990,000	300,000

## 東京家政大学大学院の院生に関する出産・育児休学取扱内規

- 1 本学大学院の学生が、就学中に出産および1歳未満の子の育児のために就学が困難となった時には、就学時出産休学及び就学時育児休学を認める。この場合、当該休学の後、復学する予定となるものに限られる。  
出産休学および育児休学の対象期間は、出産予定日の6週間前から当該育児対象の子が1歳に到達する日までの間で、当該年度の半期単位の枠で取得することができる。
- 2 上記の休学期間は、授業料、施設設備維持充実費等の学納金は免除される。但し、学生証の発行等学事関連諸経費は実費徴収とする。
- 3 その他の事項については、大学院学則による。
- 4 この取扱は、平成29年度から実施する。この取扱実施のため、大学院学則第22条4項「4休学期間中は第38条による授業料の4分の1を納めなければならない。」の次に、「ただし、出産・育児休学の取扱については、別に定める。」を追加する。

# 東京家政大学大学院研究生規程

**第1条** 東京家政大学大学院学則第47条に基づく東京家政大学大学院研究生（以下「研究生」という。）の取り扱いについてはこの規程の定めるところによる。

**第2条** 本学大学院において特定の専門事項について専任教員のもとに研究しようとする者があるときは、選考の上、研究生として入学を許可することができる。

**第3条** 研究生として入学することができる者は、大学院修士課程を修了した者、又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

**第4条** 研究生の入学の時期は、原則として学年又は学期の始めとする。

**第5条** 研究生の研究期間は、1年又は6ヶ月とする。ただし、必要があると認められたときは研究期間の延長を許可することができる。

**第6条** 研究生志願者は、次の書類に入学検定料を添えて、入学時期の1ヶ月前までに、出願しなければならない。

- 一 本学大学院所定の用紙による入学願書
- 二 最終出身学校長の卒業(修了)証明書又は卒業(修了)見込証明書
- 三 在職のままで研究生として入学を希望する者は、所属長の承諾・確約書
- 四 その他本学大学院の指定するもの

**第7条** 研究科委員会は、入学志願者について審査の上、合格者を決定する。

**第8条** 合格者は所定の納入金を指定の期日までに納めなければならない。

2 前項の手続きを完了した者に入学を許可する。

**第9条** 研究生は、指導教員の指導を受けて、研究に従事するものとする。

2 研究生は、指導教員及び授業担当教員の承認を得て、大学院又は大学の授業に出席することができる。ただし、単位の認定は行わない。

**第10条** 研究生は、本学の図書館その他必要な施設設備を利用することができる。

**第11条** 研究生は、研究を修了したときは、その成果を指導教員を経て研究科長に報告するものとする。

**第12条** 研究生に対しては、希望により研究課題及び研究期間を記載した研究証明書を交付することができる。

**第13条** 研究生に関わる納入金は次のとおりとする。

- |         |  |
|---------|--|
| 一 入学検定料 | 15,000円  |
| 二 入学金   | 150,000円（本学の出身者は半額とする。）                            |
| 三 授業料   | 年額 300,000円<br>6ヶ月 150,000円<br>実験・実習に要する経費は別に納入する。 |

2 既納の納入金は返還しない。

**第14条** 研究生については、この規程に定めるもののほか、東京家政大学学則及び東京家政大學大学院学則等の規定を準用する。

**第15条** この規程を改正する場合は、専攻主任会議の議を経て、研究科委員会の承認を得なければならない。

**附則**

この規程は、平成3年4月1日から施行する。

**附則**

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

**附則**

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

**附則**

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

**附則**

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

# 東京家政大学院科目等履修生規程

**第1条** 東京家政大学大学院学則第47条に基づく東京家政大学大学院科目等履修生（以下「科目等履修生」という。）の取扱いについてはこの規程の定めるところによる。

**第2条** 本学大学院において、正規の大学院生以外の者で、本大学院の開設する授業科目のうち1授業科目又は複数の授業科目を履修しようとする者は、選考の上、科目等履修生として入学を許可することができる。

この場合、正規の大学院生の履修に支障がない限り、研究科委員会の議を経て科目等履修生として履修を許可する。

**第3条** 科目等履修生は、大学院学則第17条に規定する入学資格を有する者でなければならぬ。

**第4条** 入学の時期は、毎学期の始めとする。

**第5条** 科目等履修生を志願する者は、大学院学則第19条に準じ、出願しなければならない。

**第6条** 入学志願者については各専攻会議で審査の上、研究科委員会で可否を決定する。

**第7条** 科目等履修生として許可された者は、所定の納入金を指定の期日までに納めなければならない。

2 前項の手続きを完了した者に入学を許可する。

**第8条** 履修授業科目に対する単位の計算は、大学院学則第12条に準ずる。

**第9条** 履修授業科目に対する単位の認定は、大学院学則第30条に準ずる。

**第10条** 授業科目の試験は、大学院学則第31条に準ずる。

**第11条** 試験成績の評価は、大学院学則第32条に準ずる。

**第12条** 1年間に履修出来る単位は、10単位以内とする。

**第13条** 科目等履修生として履修した単位は科目等履修生が本学大学院に入学した場合は、研究科委員会の議を経て、その単位を認定することが出来る。

**第14条** 科目等履修生に関する納入金は次の通りとする。

一 検定料	10,000円
二 入学金	20,000円
三 履修料	1 単位につき 20,000円 (単位認定必要) 18,000円 (単位認定不要)

実験・実習に要する経費は別に納入する。

2 既納の納入金は返還しない。

**第15条** 科目等履修生について、この規程に定めるもののほか、東京家政大学学則及び東京家政大学大学院学則等の規定を準用する。

**第16条** この規定を改正する場合は、専攻主任会議の議を経て、研究科委員会の承認を得なければならない。

**附則**

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

**附則**

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

**附則**

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

**附則**

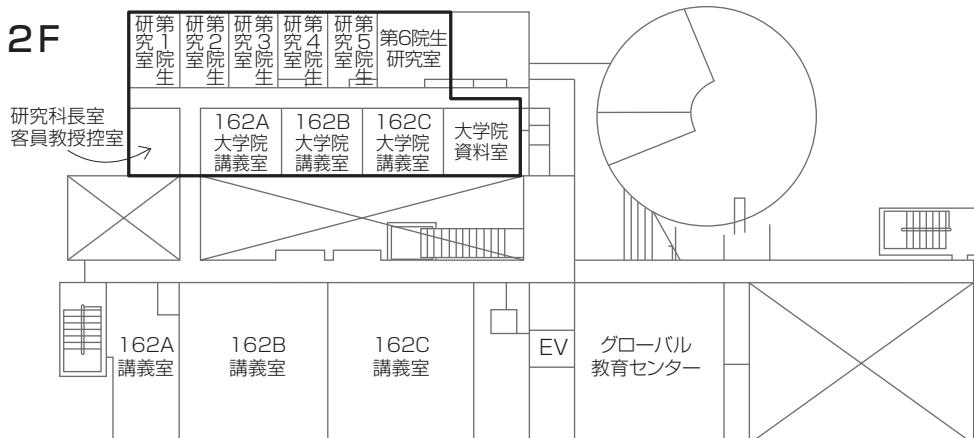
この規程は、平成25年4月1日から施行する。

## 教育支援センター学修支援課大学院

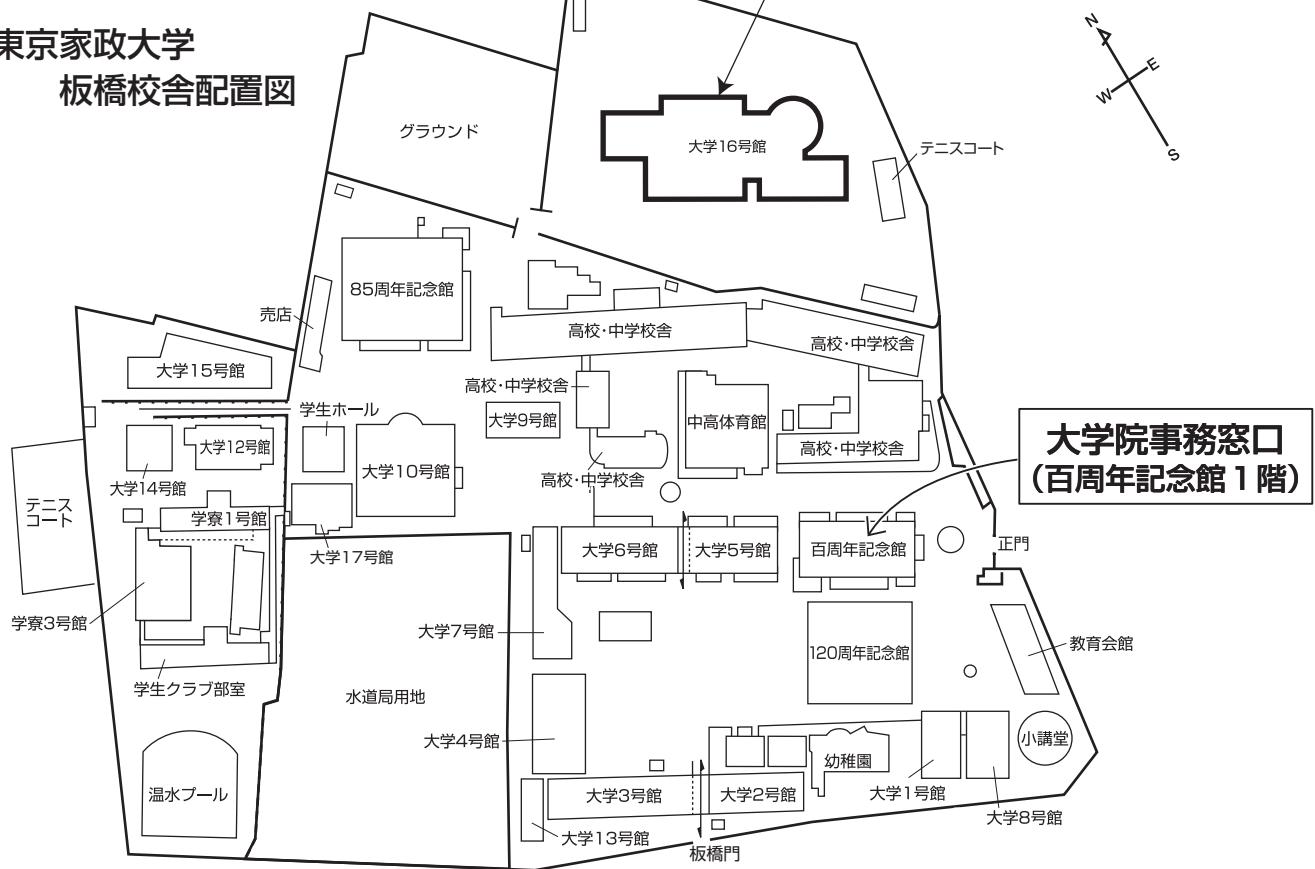
大学院事務窓口は、百周年記念館1F教育支援センターにあります。

2F 大学院講義室・院生研究室 研究科長室 (16-201) TEL: 03-3961-6038 (内1202)

### 大学16号館 2F



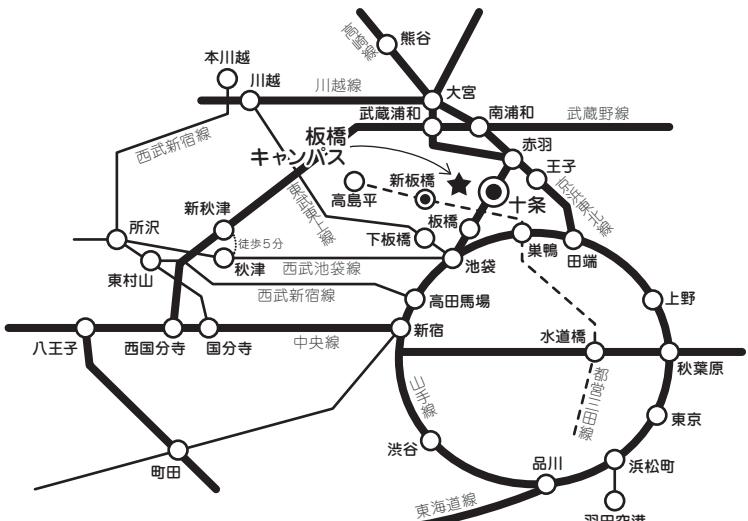
### 東京家政大学 板橋校舎配置図



# 板橋キャンパスまでの最寄駅からの地図

JR埼京線 十条駅 利用がもっとも便利です。 所要時間…徒歩5分

## 板橋キャンパスへのアクセス



- JR 埼京線「十条駅」下車 徒歩 5 分
- 地下鉄都営三田線「新板橋駅」下車 徒歩 12 分
- JR 京浜東北線「東十条駅」下車 徒歩 15 分
- JR 「王子駅」より国際興業バス「板橋駅」行にて  
約 7 分、バス停「区境」下車 徒歩 1 分

### ■ 問合せ先

東京家政大学 教育支援センター 学修支援課大学院事務

〒173-8602 東京都板橋区加賀 1-18-1

電話 03-3961-3473 FAX 03-3961-5260

メールアドレス

daigakuin@tokyo-kasei.ac.jp

ホームページアドレス

<https://www.tokyo-kasei.ac.jp/academics/graduate/index.html>

*Graduate School of Tokyo Kasei University*